

令和5年度予算審査特別委員会（第3回）

令和5年3月8日（水曜日）午前10時00分開会

○付託案件

- 議案第 2号 令和5年度七飯町一般会計予算
議案第 3号 令和5年度七飯町国民健康保険特別会計予算
議案第 4号 令和5年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5号 令和5年度七飯町介護保険特別会計予算
議案第 6号 令和5年度七飯町水道事業会計予算
議案第 7号 令和5年度七飯町下水道事業会計予算

1. 各課の聴取について
2. その他

○出席委員（17名）

委員長	田村敏郎	副委員長	平松俊一
委員	横田有一	委員	神崎和枝
委員	池田誠悦	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	上野武彦	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	川村主税	委員	江口勝幸
委員	川上弘一	委員	若山雅行
委員	青山金助		

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（10名）

議会事務局長	広部美幸	会計課長	関口順子
総務課長	中村雄司	財政課長	青山栄久雄
情報防災課長	庭田昌輝	政策推進課長	花巻亘
税務課長	佐藤恵美子	住民課長	清野真里
福祉課長	村山徳收	環境生活課長	福川晃也

○本会議の書記

事務局 長 広部美幸 書記 山本翔大

午前10時00分 開会

○田村委員長 おはようございます。

これから、第3回目の令和5年度予算審査特別委員会を開催してまいります。

開催する前に、事務局のほうから説明事項がありますので。

事務局長。

○広部事務局長 それでは、追加資料について、正副委員長にて確認し、精査したものをお配りしております。

担当課において、該当する資料がない場合は、修正または削除させていただいております。下に二重線が引いてある箇所は、要求した資料はないため、代替りの資料を提出するというところでございます。資料要求した方で取消し線が記載されている場合は、各課の聞き取りの中で質問していただくなどの対応をお願いいたします。

次に、特別委員会の審査方法について御説明いたします。

議場には、複数の課に参集いただき、課ごとに共通様式に基づいて順次、説明、質問を行います。議会運営委員会で協議し、全議員に周知しておりますが、資料は事前に配布していることから、各課には説明を例年よりも簡潔にするようお願いしておりますので、その旨御了承願います。

委員が質問する際は、自席で挙手し、起立し、質問していただきます。理事者側は、説明、答弁の際は、指名されたら、起立して発言していただきます。

各課の順番につきましては、審査日程予定表を御参照願います。

なお、事務局から各課の入退場について指示し、適宜説明員の入替えをさせていただきますので、御了承願います。

説明は、以上でございます。

○田村委員長 それでは、予算審査を行いたいと思います。

初めに、議会事務局を行います。

それでは、事務局長、予算書及び提出資料に基づき説明をお願いいたします。

事務局長。

○広部事務局長 それでは、議会事務局所管の新年度予算説明をいたします。

ナンバー1は、議会費です。議員定数を4人削減したことにより、報酬や手当などが減少しておりますが、その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー2は、新規事業となりまして、庁舎議場改修事業費として290万2,000円の予算計上をしております。こちらは、令和5年度から3階フロアの修繕を計画的に行うために新規で予算を組んでおります。令和5年度は、3階廊下を現在のじゅうたんからタイルに改修し、土足対応とするものでございます。

ナンバー3は、監査委員費です。こちらは、例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

以上で、議会事務局の説明を終了いたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○田村委員長 それでは、これより質疑を行います。

副委員長。

○平松副委員長 ナンバー2で、3階のフロアのじゅうたんの予算を290万円取ってあるのですけれども、これは既にもう見積りが出ていると思うのですけれども、ここでもし余裕があるのであれば、私、何回か言っているのですけれども、議場のカーテンが非常に汚らしいし暗いので、クリーニングしても恐らくぼろぼろで駄目だと思うので、撤去する。ただ、撤去したら西日が入ってまぶしいとかありますので、そこに予算が余ればですけれども、充てれるかどうかをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

以上です。

○田村委員長 事務局長。

○広部事務局長 この事業は床の張替えの予算でありますので、事業費が残った場合は、それを違う事業に充てれるかということ、ちょっとなかなかそうはいかないかと思っております。

また、カーテンの取替えなども見積りを取っておりまして、結構な高額になる予定でありまして、それは令和6年度以降、順次、改修できるところに少しずつ手をかけていく予定で

おります。

説明は、以上でございます。

○田村委員長 よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、議会事務局に対する審査を終了いたします。

次に、会計課の審査を行います。

会計課長。

○関口会計課長 おはようございます。

それでは、会計課の共通様式ナンバー1の事業名、会計管理費について説明いたします。

本年度当初予算額は、前年度と比較して100万8,000円増の369万8,000円となっており、増額の主な要因としまして、令和3年度より町が負担している公金出納取扱手数料の口座振込手数料が、令和5年度から1件当たり50円から100円へ改定することにより増加するものでございます。

そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

簡単ですが、以上で会計課の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田村委員長 それでは、質疑を行います。

若山委員。

○若山委員 内容については、特にありません。後学のためにちょっと教えていただきたいのですが、保証小切手発行手数料というのが小さな金額で上がっているのですが、銀行の自己宛小切手というものなのですが、これは今でもこのぐらい使っているのですか。どのようなケースで使う場合があるのかというか、予算に上げておくのは全く問題ないのですが、どういうときに今でもこういうものを使っているのかなというのをちょっと教えていただければと思います。

○田村委員長 会計課長。

○関口会計課長 こちらの保証小切手発行手数料についてですが、こちらは、ゆうちょ銀行へ支払いの際に小切手を発行していただくという

形になります。1件当たり1,000円で、令和3年度の実績からいきますと47枚発行してございます。

以上です。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 使っている実績とか何かはあれなのですがすけれども、どういうときに。例えば不動産購入するときには代金を自己宛小切手で払うとか、振込みとかはほとんどなのかなと思うのですが、こういうものを使わなければいけないケースというのはどういう。ケースが四十何件あったというのですが、どういうケースなのかなというか、こういうときに自己宛小切手を郵便局に発行してもらっているのですよというようなあれなのか、ちょっとそこだけ知りたかったのですがすけれども。

○田村委員長 会計課長。

○関口会計課長 主に庁舎内で使用する後納郵便料が主でございます。

○田村委員長 ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それでは、質疑を終了いたします。

以上で、会計課に対する審査を終了いたします。

会計課長、御苦労さまでした。

続きまして、総務課の審査を行います。

総務課長、説明のほうよろしくお願いたします。

総務課長。

○中村総務課長 それでは、総務課分と選挙管理委員会を併せまして説明をさせていただきますと思います。

最初に、ナンバー1は、総務行政費です。議員研修視察同行職員旅費を1名分削減しておりますが、そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次に、ナンバー2は、平和事業費です。こちらは例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次に、ナンバー3は、表彰事業費です。こちらは例年と大きな変更はなく、記載のとおりで

す。

次に、ナンバー４は、人事行政費です。委託料で、定年延長制度導入支援業務委託料分として１７６万円の減額となっております。そのほかは例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー５は、町長公用車管理費です。こちらも例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次に、ナンバー６は、庁舎管理費です。庁舎修繕料として１８４万９、０００円の減少ですが、議員控室とエアコン修繕等が終了したことによるものです。一方、庁舎電気設備修繕料として１６８万３、０００円が増額となりますが、高圧受電設備であるキュービクルの老朽化に伴いまして、備品交換の修繕が必要となり、順次部品の交換修繕を進めていくための費用が増額となっております。また、備品購入費として、庁舎の外構の環境整備機器の購入備品、種類の変更による減額によるものです。そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー７は、選挙管理委員会費です。こちらは例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次に、ナンバー８は、町議会議員選挙執行費です。前年にはないことから、新規事業として区分されておりますが、４年に一度の選挙であり、継続事業の意味合いが強い事業でございます。昨年の町長及び町議会議員選挙から選挙公営について拡大となっておりまして、負担金、補助及び交付金の選挙公費負担金５６９万２、０００円が増額しており、立候補者１９名分で積算しているところでございます。そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー９は、北海道知事・議会議員選挙執行経費です。こちらも新規事業として区分されておりますが、４年に一度の継続事業の意味合いが強い事業でございます。３月までの選挙の準備に必要として、令和４年度予算に９７４万１、０００円を議決いただいております

が、４月以降に必要となる経費を予算計上しております。従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー１０は、特別職給与費です。令和４年度に特別職の給料の減額の条例改正を行っており、改正内容を反映し積算しております。内訳は記載のとおりでございます。

次に、ナンバー１１は、一般職等給与費です。職員数の増に伴う給料及び職員手当の増額の一方、共済費の積算の精度を高めまして、予算の圧縮に努めました。そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー１２は、会計年度任用職員給与費です。給料及び職員手当等での減額分は、退職者１名分の減によるものです。共済費は、制度改正により社会保険料から共済負担金に移行のほか、減少の要因としては、退職手当負担金の１名分減です。旅費は、会計年度任用職員費用弁償で１４０万３、０００円でございますが、これまでの予算を再精査し、決算状況も考慮しながら４３万８、０００円の減額です。そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次に、ナンバー１３は、職員等諸費です。共済費として非常勤職員公務災害補償負担金１１５万３、０００円が一般職給与費から科目変更のほか、職員の総合健診利用助成金として８９万６、０００円増としております。旅費としては、一般職旅費は退職者セミナー参加予定者の４名として積算し、９万５、０００円が減額しております。負担金として、派遣職員給与負担金は北海道から派遣いただいている職員の実績を基に積算しております。職員総合健診利用助成金は２５６万円としておりますが、共済短期組合員となる会計年度任用職員分の利用助成も職員と同様に拡大実施することとし、８９万６、０００円の増としております。そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー１４は、職員研修費です。コロナ禍の影響もあり、ウェブ研修システムによる研修も実施してはりましたが、対面による職員研修が通常どおり開催されていることから、

コロナ前の研修会への参加について必要な予算を計上しております。そのほかは従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 ナンバー11と12について、ちょっとお伺いします。

ナンバー11に関しては、職員給料、それから再任用職員の給料という中身が書いてあります。職員は現在何人がいて、それから再任用職員も何人がいて、今回退職とかというのがどの程度あったのか。また、退職した人員の補充とかというのは採用して対応しているのかどうか、その辺について一つお伺いします。

それから、ナンバー12に関しても同じように、会計年度任用職員です。これも現在何人いて、今回、退職とかというのはあったのか、なかったのか。退職があった場合には、今後募集というような形での対応があるのか。こういった動向について、ちょっと分かるように説明していただきたい。

以上です。

○田村委員長 総務課長。

○中村総務課長 それでは、職員の人数等についての御質問がございました。私ども、予算編成している際に、当初予算として職員数等、また金額につきましても、実は一般会計予算書の中に、164ページと165ページに給与費明細書としてお示しさせていただいておりますが、その中で説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、一般職の職員につきましては168名ということで予算化してございます。これは再任用職員3名分も含んだ人数となっております。続いて、会計年度任用職員は171名ということで一般会計上見込んでいるところでございます。その費用についての計上ということで御理解のほどお願いいたします。

そして、まず職員の退職の状況でございますが、今回3月末で職員として退職される方は2

名ということになっております。そして、令和4年度途中で退職された職員というのが2名おります。令和4年度は、以上の退職者になりました。令和4年度中の中途採用については、3名これまでありました。そして、新年度の令和5年4月に向けては、新採用6名ということで採用を予定しているところでございます。それらを含めまして予算を組んでいるところでございます。

会計年度任用職員についての退職、また補充といいますが、そういった部分は、足りない部分については、基本的には維持をしたいという考え方はございますが、ただ、職員数の増と反して会計年度任用職員をやはり圧縮していかなければならないという傾向でございます。

そういった意味では、先ほどの給与費明細の方で示している職員数、一般職としては4名増、そして会計年度任用職員は、前年と比較して9名減ということで記載してございます。特に会計年度任用職員の減の部分というのは、昨年度どちらかということとコロナの突発的な事業なんかに対応するような部分も含めて人数が大分あったというところもあって、そういう部分も踏まえてのマイナス9人ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

あと、会計年度任用職員の不足部分が発生しました所管課において、募集をかける等をして欠員を補充するというような状況に努めているところでございます。

あと、人事の関係で申し上げますと、実際には育児休業等を取っている方とかがいるものですから、その部分について、会計年度任用職員にサポートしていただくというような運用もしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○田村委員長 上野委員。

○上野委員 今お答えいただきまして、状況はよく分かりました。

それで、予想より会計年度任用職員といいますが再任用職員とか、そういった部分がかなりの部分を占めて、正規職員に比べると、むしろ

多いくらいだというような状況になっているわけですが、これについて、今後の職員の増減の関係でいえば、こういった正規職員については減らす方向なのか、それとも現状維持とか、ある程度正規職員は維持しなければならないという考え方なのか、その辺についてちょっとお伺いします。

○田村委員長 総務課長。

○中村総務課長 先ほどの説明で、ちょっと誤解を招くおそれがあったので、再度説明させていただきたいのですが、会計年度任用職員171名というのは、要は、1日通して働いているという方だけではなくて、時間単位で働いている方というのが結構いるものですから、その部分を職員と同様の人数ということでは捉えていただくとちょっと私のほうの説明不足ということですので、その部分については、訂正させていただきたいというふうに思います。

そして、今後の職員を増やすのか減らすのかという話かと思えます。現状としては、私、1年間人事関係でやってきましたけれども、突発的な業務に対応するためには、一定程度専門性も必要ですが、職員の数というのを確保していかなければならないですし、あと、現状として、育児休業を今日現在ですけれども8人ほど取っているという状況がございます。そういった部分でいうと、子育てと仕事を両立できるような環境を構築するためには、一定程度の職員というのを確保していく必要があるというふうに思っておりますので、なかなか職員の確保というのは難しい部分もあるかもしれませんが、働ける環境を維持しつつ、行政サービスを向上できるような体制をつくっていければというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○田村委員長 上野委員。

○上野委員 大体分かったのですが、再任用職員に関して、フルタイムで働いている人と、それから時間単位でというような形で、その割合がどのぐらいの状態なのか、もう少し分かったら教えてください。

○田村委員長 総務課長。

○中村総務課長 まず、再任用職員の関係でのフルタイムかということですが、実際には、フルタイムというとは7時間45分だとかということなので、それよりも若干少ない感じで進めております。

令和5年度の会計年度任用職員としてのフルタイムで運用している方が8人で、そしてパートタイムが164人ということで、ほとんどがパートタイムということでの勤めというふうになっております。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

副委員長。

○平松副委員長 3点ほどお尋ねをいたします。

ナンバー3、文化功労賞の件なのですが、これは選定の基準というのが町民に開示できるような状態になっているのかどうかと、例えば候補者が3人いたと。3人の中から1人選ばれた。名前は全部伏せていいのですが、こういう評価でこの人を選びましたというようなことが開示できるかどうかをちょっとお尋ねしたい。

2点目、ナンバー6、庁舎の修繕費が細々上がっていますが、基本的に庁舎の長寿命化計画というのが立てられていないと思うのですが、傷んだところを直していくというのは分かるのですが、サッシ周りですとか屋上防水とか、とうにしっかり直さないと駄目な時期に入っているということは、一般質問の中でも私繰り返してきているのですが、その辺どのようなお考えなのか。ちょっと一般質問になってしまうかもしれませんが、今年度の予算、これは分かるのですが、トータルで見ると順番にやっていくという考えの下でつくられた予算なのかどうか、それを確認したい。

最後になりますが、ナンバー14、ウェブ研修システムを対面式のほうに切り替えていきたいという御説明でしたが、旅費とか宿泊費のことを考えれば、できるだけウェブで済むものの方が経費節減になるかと思うのですが、

も、その判断基準ですね、あえて対面式にこだわって、札幌だ、東京だ、そういうところに出張に出すことを優先するのか。できるだけウェブでやって、できないものは対面式に行くという考えなのか、再度の説明をお願いいたします。

○田村委員長 総務課長。

○中村総務課長 それでは、まずナンバー3の表彰事業の関係の文化功労賞の選定基準、またそういったものを公表できるかということでございますが、まず基準につきましては、町内の中で顕著な功績を残したというところがベースになってございまして、潜在候補者ということを選定委員会の中では選定しておりますので、その中で、例えばその方が退任されるだとか、そういったタイミングを踏まえながら、実際には選考しているという状況でございます。そして選定経過につきましては、公表しないというふうに考えておりますので、その部分は御理解のほどお願いいたしたいというふうに思っております。

続いて、ナンバー6の修繕の関係でございますが、施設の老朽化を考えれば、やはり計画的に実施すべきではないかというような御意見かと思っております。全てを計画的にできればいいのかもしれませんが、現実的には、例えば設備の中でボイラー関係の設備を、現に計画的に、この部品を直して、この部品を直してというような実施をしているところでございます。また、今回の高圧受電設備のキュービクルなんかも、実は今回だけの修繕にとどまらず、修理が必要な部品を順次計画的に直していくというところで進めておりますので、そういった部分については、計画的にやっていきたいというふうに思っております。

ただ、副委員長おっしゃるとおり、雨漏りですとか、そういった部分は、どうしても老朽化として対応していかなければならないところで認識をしておりますので、既存の予算の範囲の中で、できるだけ安価な形で、かつできるだけ長く使えるような形での修繕に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解の

ほどよろしくをお願いいたします。

そして、ナンバー14のウェブ研修の関係でございます。実際には、令和4年というのはウェブ研修も有料のお金がかかるものとかからないものというのが2種類ありました。今回予算として落としたのは、お金がかかるものだけをやめるということです。もう一つ無料のものについては、やはり継続的に、無料で使えるものですから、そういった部分は職員の研修という確保をしていきたいというふうに思っておりますので、引き続き実施してきたいというふうに思っております。

今回、コロナの例えば職員が自宅療養の際なんか、ウェブシステムで何件か実施したということでございますので、無料のものを導入しつつ、研修機会の確保に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○平松副委員長 1点だけ、再質問をお願いしたいと思います。

庁舎の長寿命計画というのは立てなければいけないというのが、基本的な私の考えなのですが、屋上防水は、今回見積りというのは取らなかったのですかね。今まで何回か雨漏りしています。この雨漏りが天井を傷めますから、思った以上にお金がかかってしまうのですよね。だから、できるだけ早めに屋上防水だけやっておくと後のものの被害は少ないというふうに思うのですが、今回の予算の組立ての中では、屋上防水というのは入らなかったのかどうかをお尋ねします。

○田村委員長 総務課長。

○中村総務課長 屋上防水についても、その部分にも限らずなのですが、例えばここの議場の部分の照明だとかも、併せて屋根を直すだとかということも検討課題としてございます。

やはり財源を考えたときに、何らかの国庫事業だとかも活用しながらやるのがベストではないかということで、そのタイミングを見計らっているというような状況もございます。

このため、今回予算としては屋上防水までということではなくて、こちら、例えば庁舎修繕料の中に、右側にトップライトコーキングとありますが、光取りのところの周りをコーキングをして水止めをするだとかといった、対処療法といえどもそれまでかもしれませんが、そういった部分で何とか修繕して、大規模改修までの間つなげていきたいというような考えでいるところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 それでは、何点か番号順に尋ねていきたいと思います。

まずナンバー2の平和事業費なのですけれども、この中に平和大使派遣事業と平和祈念祭の執行とかあるのですけれども、平和大使の派遣事業というのは、それだけだと幾らなのかというのが、ちょっと内訳で、これで見ると旅費のところだけなのかと思って。あと報償費で、平和大使派遣と平和祈念祭事業実施とかと、大使派遣にも報償費とかはかかるのかなと、そのところをちょっと教えていただきたいのと、取りあえずそこ、あれですね。

それと、次にナンバー4のところ、人事行政費というところで上がっているのですけれども、需要費の中で括弧として新型コロナウイルス抗原検査キットの増というのがあるのですけれども、検査キットというのは総務課でまとめて予算化しているものなのか、各課で需用費としてあれしているものなのか。今のところどのくらい在庫あって、この金額というのは、何人分、何回分なのかなというところ。

あと、抗原キットの利用の仕方というのは、出張から帰ってきたら検査するというか。我々も行政視察の帰りに検査のキットをもらって、大丈夫だったというようなあれがあったのですよね。その使い方というのですか、それをちょっと教えていただきたいのと。

あと、委託料の中で人事評価制度運営支援業務委託料ということで、前年と同額となってい

るので、去年なかったのであればなのですが、人事評価制度運営支援業務というのは、具体的にどのようなものなのかというのをちょっと簡単に、一言、二言で分かりやすく教えていただければなというふうに思います。

それと、ナンバー8の町議会議員選挙執行費とかとあるのですけれども、この中ではちょっとよく分からないのですけれども、テレビなんかでよくやっている、入院している人が投票できるような仕組みとか、そういうものというのは、七飯町の場合は確保されているのかどうか、そのところをちょっと教えてください。

あとは、一番最後のナンバー14のところですけれども、旅費の項目で、新規採用職員増とか、研修会開催回数増とかなっているのですけれども、研修会開催回数増とかというのは、これはどのような理由なのか。コロナが終わったので、そういうような研修会を行うということで、どのぐらいの回数とか、そういうのを見込んでいるのかどうかをちょっと教えていただければと思います。

○田村委員長 総務課長。

○中村総務課長 それでは、順次お答えしてまいりますというふうに思います。

まず、ナンバー2の平和大使と平和祈念祭の予算の内訳でございますが、平和祈念祭に係る費用としては、需用費9万1,000円、そして使用料、賃借料の4万4,000円、この部分が平和祈念祭になっております。

そして、平和大使の派遣でございますと、報償費というのが、中学生6名分の費用です。そして旅費については、随行する職員2名分の費用となっております。そして役務費については、宅配便料金として6,000円計上しておりますが、こちらは町内の福祉施設だとか学校の中で折り鶴をぜひ広島の方に届けてくれというようなこともございまして、それを現地のほうにお送りさせていただいて、現地で受け取って、それを奉納するといった流れに係る費用となっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続いて、ナンバー4の内容でございます。人

事行政費の中で、新型コロナウイルス抗原検査キットの分でございますが、こちらの検査キットについては、個数は50個分でございます。50個に消費税をつけて5万5,000円分が増となっております。この増因となった理由としては、昨年は臨時交付金の事業の中で準備ができたものでしたけれども、今回は交付金がないことから、町の費用で賄うといった考え方でございます。

使い方についてですけれども、自宅療養されただとかといったときに、職場に復帰するという目的のものに使うもので、職員のために使うというような内容のものでございます。他の課で購入している部分については、それ以外の目的で、例えばワクチンの関係とか、子育ての関係だとかということではあるのかもしれませんが、ここはあくまでも職員のため、職員が復帰するためというような部分で捉えていただければなというふうに思います。

在庫なのですけれども、今頭に残っていますのは大体、今の段階で20個か30個くらいはストックがありまして、令和4年度については、その予算の中で足り得るのですが、もしかすると感染状況が延びれば、増えるようであれば、こういった部分も不足になってくる可能性もあります。もし既存のもので足りるようであれば、こちらの部分は購入せずとも、実際には最後に不用額として減額されるような性質のものかなというふうに思っております。

続いて、人事評価の関係の運営支援業務委託でございますが、こちら端的に言いますと、人事評価をやるときに、パソコン上でちょっと複雑なシステムがあるのですが、それを使う使用料といいますか、そういうふうに認識していただければというふうに思います。

仕組みとしましては、係員が自分の目標を設定し、それを自己評価したものを上司がその内容を見て再評価をしていく。その上司が評価したものをそのまた上司が評価するというような構造になっているものでして、それを目標設定、中間評価、最終評価というような段階で、年間を通じて実施しているというところでござ

います。そのシステムの費用ということで御理解いただきたいというふうに思います。

そして、選挙の関係の話でございましたが、病院等の投票の環境はできているのかということでございますが、これは公職選挙法で投票者の権利といいますか、そういった部分は確保するようになっておりますので、漏れなく町の選挙においても、不在者投票という制度で実施しておりますので、引き続きやるところでございます。

また、これに加えますと、ほかの町ではあまりやっていないようなマイナポータルを活用して、不在者投票ができるように投票用紙を請求できるような活動も率先してやっておりますので、投票率の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

研修会の増の話ですけれども、職員数の増というものもありますし、あと、オンラインのものから実際の研修所に行く部分での増ということでの二つの種類があるということで、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 ナンバー2のところの平和大使派遣事業なのですけれども、中学生6名ということで、これは今までと変わらない人数かと思うのですが、そうすると、報償費というのは、この中から交通費だとか宿泊費だとか、中学生6人がそこから用意してくれということなのですか。僕は、町が交通費だとか宿泊費だとか全部アテンドしてあれするのかなと思ってたのですが、この報償費の中に交通費だとか宿泊費だとか、そういうものが入っているということになるわけですか。僕は、別に全部用意して、中学生が空身でいくというイメージだったのですけれども、そここのところをもう一度教えてください。

それと、ナンバー4のところの検査キットの関係なのですけれども、これは総務課が全職員の分を用意していると考えていいのですか。それとも、各課が需用費でそれぞれ用意しているということなのですか、ということでもちょっと

聞いたのですけれども、今の数とか在庫でいくと、これから収まるのかもしれないのですけれども、ピークのときには調達も困難とかというのもありましたので、もう少し多めに、全職員が何回か使えるぐらいの数がないと安心できないのではないかなと思うのですけれども、その辺の50個分とか何とかというのは、ちょっと少ないような気がするのですけれども、その辺はどうなのでしょう。都度必要になったら補正を組むということになるのでしょうか。そのところを再度お願いします。

○田村委員長 総務課長。

○中村総務課長 まず、ナンバー2の平和大使の報償費の関係でございますが、委員おっしゃるとおり、報償費の中で、旅費だとか宿泊だとか、全てを賄うというような性質のものでございます。こちら旅費に計上しないというのは、旅費の場合は、職員ですとか議員ですとか、そういった方々は旅費で支給できるのですが、財政上でいいますと報償費で支給するということもなっておりますので、その部分で報償費としての予算科目というふうになっていることで、御理解のほどよろしくお願いいたします。

あと、検査キットの関係で50個では足りないのではないかとということでございますが、例えばなのですけれども、選挙事務なんかがあって、投票所に来られる方が多いですよ。それで何かあったときに対応するためにやるとなると、事業費の中でも予算として持っていたりもしますので、その事業に基づいて予算は措置していくというふうな考え方でございます。

ただ、委員おっしゃるとおり、50個で足りるのか足りないのかという話もあろうかと思いますが、現段階では足りるというふうに思っておりますが、ただ現状としては、延びれば足りなくなるということがございますので、そういったことがもし発生すれば、既定の予算の消耗費の中で対応していくということも考えられますし、それでは全然足りないということであれば、議会の皆様に御理解いただいて、補正予算ということでの対応も考えていかなければならないというふうに思っておりますので、御理

解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 そうすると、確認のあれですけれども、平和大使派遣については、町が用意して、その項目が報償費という名目になるよと、そういうことでいいということですね。それであれば、それであれば。

あと、検査キットの関係なのですけれども、これについては、使用期限が1か月とか6か月とかであれば大量に購入すると無効になってしまうのですけれども、ワクチンなんかは何か月とかあったのですけれども、もし使用期限が長いのであれば、もう少し多めの在庫を抱えておく必要があるのではないかと。その辺、事業ごとではなくて、総務なのか、ほかの別な課なのか分からないのですけれども、どこかまとめて想定に必要な1.何倍ぐらいを用意しておくということが必要なのではないかと思うのですけれども、その辺のところをちょっと御意見聞かせてください。

○田村委員長 総務課長。

○中村総務課長 まず、基本的に職員の部分については、総務のほうで一括して準備をしたいというふうに思っております。

足りないであろうというような、なかなか見込みというのは難しいのかもしれませんが、そういった部分は総務のほうで足りなくならないようにコントロールしながら、在庫を見ながら随時購入していきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○田村委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

総務課長、御苦労さまでした。

引き続き、財政課の予算説明をしていただきます。

財政課長。

○青山財政担当課長 それでは、次に財政課の令和5年度予算について御説明申し上げます。

初めに、共通様式から御説明いたします。

ナンバー1の庁舎共通事務費からとなりますが、庁舎共通事務費の予算ですが、予算額は例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2は財政管理費で、同じく予算額は例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー3は財政管理基金費で、当初予算は基金から生ずる運用利息分を基金に積立てする予算となりますが、基金の総額が増加したことにより、前年度より26万9,000円増の予算を計上してございます。

次に、ナンバー4は特定目的基金費で、予算額は例年と比べ大きな変更はございませんが、令和5年度も当初から社会教育施設整備基金に1,000万円を積立てする予算を計上してございます。

次に、ナンバー5は財産管理費で、予算の増減額は例年と大きな変更はございませんが、公共施設照明のLED化基礎調整委託を当初から計上し、令和5年度下期の発注工事分として、または令和6年度当初の発注工事分として基礎調査を進め、継続的にLED化に取り組んでまいります。

次に、ナンバー6は地域センター管理費ですが、予算の増減額は例年と大きな変更はございませんが、鶴野地域センター屋内体育館の修繕が完了し、その分を燃料費、電気料金の値上がり分に充てております。

次に、ナンバー7は一般会計町債償還費（元金）ですが、先日、議決をいただきました令和4年度一般会計補正予算で計上した長期債の繰上償還により、当初前年度に比べ6,200万円ほど増加する予算が繰上償還の効果により約730万円減少することができております。

次に、ナンバー8は一般会計町債償還費（利子）ですが、予算額は町債現在高の縮小に伴い、毎年減少してございます。

最後に、ナンバー9は予備費ですが、右の説明欄に記載のとおり、令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、通常予算

額500万円に500万円上乗せして不測の事態に対応できる予備費としておりましたが、令和5年度より通常編成の予備費の額に戻してございます。

ここまでの共通様式の説明となります。

続いて、追加要求資料のあった項目について、別にお配りしている資料を基に御説明いたします。

最初に、A3の資料からの説明で、こちらは翌年以降の公債費及び町債の残高推移見込み（5年程度）の追加要求資料となりますが、こちらの表は、令和3年度決算額を基に作成される地方財政状況調査、いわゆる決算統計として総務省へ報告する調書に右の欄で令和4年度現計予算額、令和5年度当初予算額の町債発行額及び公債費の見込み額をこの表に落とし込んだものとなります。

ここで付け加えていただきたいのですが、この表に金額の単位が抜けてございますので、金額の単位は千円となりますので、よろしく願います。

また、令和6年度以降の町債発行額については、当年度の予算編成を通して事業の精査が行われることから、この表には入れてございませんが、現在の町債残高に対する公債費の状況とその後の町債残高の推移を把握することが可能となる資料でございます。翌年以降の状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次に、A4の資料で燃料関係の増額根拠として、令和5年度の予算編成において用いた燃料単価、各課が積算した各燃料費の合計、電気料金の合計を令和4年度と比較して記載した表となります。下段に注釈があるとおり、米印1の燃料の単価は、各年度の予算編成時に財政課から各課へ示した共通単価となり、令和5年度は燃油高騰に対応して昨年より1リットル当たり10円以上の単価を引き上げて積算するよう指示しております。

米印2でプロパンガス、電気料金は共通単価となるものがないため、各課で積算した金額を予算計上しておりますが、令和5年度、令和4

年度の比較増減で、電気料については1,520万円程度の増加分を予算に計上しておりますが、その後、北海道電力が6月から値上げをする申請を国に行っているため、認可された場合、現時点での予算計上額では不足するのではないかと危惧しております。

以上で、財政課の説明を終了いたします。審査のほどよろしく願いいたします。

○田村委員長 これより、質疑を行います。

横田委員。

○横田委員 共通様式の5番、収入のほうの建物貸付収入188万2,000円のうち、42万8,000円が該当すると言っているのですが、具体的にどの物件を言っているのかということ。

その次のナンバー6の歳入のほうの地域センター使用料というのが192万4,000円と上がっているのですけれども、具体的にどこの地域センターが幾ら、幾らというのが分からないので、教えていただきたいと思います。

それから、追加資料でお願いしました電気料、燃料費なのですけれども、昨日の田村委員の質問で基金をやったときに、電気料が2,000万円というふうに私ちょっと聞いたような気がしたもので、その辺が定かでないので、確認でそこを教えていただきたいなというふうに思います。

あとは、米印の2に書いているプロパンと電気料は、各課で積算した数字でを共通単価としたということで、その積み重ねの数字ということでいいのですよね。

以上です。

○田村委員長 財政課長。

○青山財政課長 1点目のナンバー5の建物貸付収入につきましては、こちらは現在休院となっておりますけれども、大沼公園クリニックを貸し付けしている建物貸付収入となります。

次に、地域センター使用料につきましては、本町地域センターと鶴野地域センターにそれぞれ貸し付けしている金額となりまして、さらに大中山地区連合の部分になりますけれども、千円単位で申し上げますと、本町地域センターか

らは113万1,000円、鶴野地域センターからは22万円、大中山の地域センターからは57万2,000円となります。

次に、電気料金の増加になりますけれども、その他繰り返しで補正予算で計上させていただきましたが、令和4年度の現計予算では相当当初予算から跳ね上がっておりまして、既に3,000万円を超えるような額が計上されておりますけれども、実は1月から10月まで国の補正予算において、電気料金に対しても政府からの増額分に対する援助がなされております。その結果、電気料金を再度計算しまして、この表に書いてありますとおり1,520万円の増額分を予算計上したことになります。1月から10月までは政府で援助、その後6月以降にまた値上げされた場合につきましては、この金額では足りないというようなことで、こちらのほうはちょっと危惧している状況ということになります。

以上です。

○田村委員長 横田委員。

○横田委員 昨日の答弁の中で、財政課長が、たしか2,000万円という数字を出したような気がするのですけれども、それは違うということでもいいのですか。

○田村委員長 財政課長。

○青山財政課長 当初予算で話をしたかどうかというのは、私もちょっと定かではないのですけれども、もしそういうような金額が出たのであれば、令和4年度の補正予算の中では3,000万円増額しているという話はあるのですけれども、そこら辺ちょっと記憶にないものですから、申し訳ございません。もし2,000万円でしたら1,500万円が今回集計した額での増加分ということで御理解いただきたいと思ます。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

神崎委員。

○神崎委員 ただいまのナンバー6の地域センターの本町、鶴野の維持管理に関する予算ということで、今回定例議会の中で、鶴野地域体育

館と西大沼地域体育館を改めるということで出ておまして、その中で、地域センターの置かれている貸し館の部分になるかなと思うのですが、あちらのほうに福祉的なところのレインボーとか、今まで活用されていた部分とかシルバー人材センターとかいろいろあるのですが、その絡みでどういうふうになっているのかちょっと難しいので、どこの課にこれを聞けばいいのかちょっと定かでないで、その辺りお知らせしていただきたいなと思いますけれども。

○田村委員長 財政課長。

○青山財政課長 先日、地域センターの体育館の所管換えを行いましてスポーツ振興課に移行するという議決をいただきましてありがとうございます。

この部分につきましては、鶴野地域センターのうち校舎棟と屋内体育館に分かれるわけですが、屋内体育館部分の許可とか管理につきましてはスポーツ振興課で所管が行われると。そのほか残っている校舎棟につきましては、引き続き財政課のほうで担当することになりますけれども、中に入っているレインボーの教室やシルバー人材センターは、そのままの状況であるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○田村委員長 神崎委員。

○神崎委員 いろいろ歳出の部分で書かれています、電話料とか、いろいろ様々そういう部分の詳細な部分ではどのような形になっているか、その辺もちょっとお知らせください。

○田村委員長 財政課長。

○青山財政課長 こちら本町地域センター、鶴野地域センターの施設の管理費用を上げておられますけれども、まず屋内体育館に関わった部分につきましては、所管換えがの議決をいただいたのは先日なものですから、1年間ぐらいは財政課の予算計上持っておきまして、後ほど予算と一緒に所管換えが行われるということで、まずは屋内体育館の部分の電気料のなどについては、引き続き財政課のほうで1年間は見ます

と。

それ以外の経費の部分については、鶴野地域センターの中で処理されますので、管理費については、この中で見るという形になります。その御負担の代わりに、シルバー人材センターなどから使用料としていただいているというような流れになりますので、御理解いただきたいと思います。

○田村委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 まずもって、財政課の資料が非常に見やすいということで、質問ではないのですが、一言御挨拶申し上げさせていただきたい。ほかに比べて、非常に分かりやすく、きれいになっているので、どこを聞いていいのか分からないところもありますけれども、すっきりしているので、何点か確認させていただきます。

まず、ナンバー3のところ、資料の中に載っている金利が0.475と、次のナンバー4でも載っているのですが、これと365分の62とかになっているのですが、この説明をちょっと教えてください。何でこういう日にちになるのかというのと、0.475というのは今現在で、これはずっと変わっていないのかどうか、その辺のところを、ナンバー4のところも同じなのですから、ちょっと教えていただければと思います。

それと、ナンバー5のところ、同僚委員からの質問に説明があったのですが、保険料として大沼公園クリニックを支出しているということで、これに係る収入が入っているということで、貸している家賃が入っていることで運用としては問題ないのかもしれないのですが、クリニックとして使うようにされているものをそうしないで家賃を払っているという状況について、どのように考えるかというのと、何か進展というのですか、そういうようなことがないのかどうか、そのところをちょっと教えてください。

それと、ナンバー8のところ、今度、借入れのほうの1.475%というのは、今現在の中

で根拠というのですか、こういう数字でずっと推移しているという、予算書では3%以内とか何かそういうふうになるので問題ないとは思うのですけれども、この動向というのですかね、そのところをちょっと教えていただければなというふうに思います。

それと、追加資料でお願いして、地方財政状況調査決算統計ということで、資料を作っていただきましてありがとうございます。

これについてはあれですか、今現在、残高があって、返済予定表の額を単純に引いていって年度ごとに出したということで、経常運転資金といったらおかしいのかもしれないのですけれども、土木だとかいろいろところで、大体起債の金額が根っこで何億とか十何億とか決まっているものがあると思うのですけれども、その数字は全く入っていないのかどうか。だから、経常運転資金の起債の残高をここに足して、それと前年度とか何とかの今の令和4年度の124億円の町債の残高からいって、そこまでは少なくとも今後新しい事業やるときに起債できるというふうに単純に考えていいのかどうか。そのところをこの資料の活用というか見方として教えてください。

例えば令和7年度だと87億円になっているので、百二十何億円からいくと、何十億円も起債できるのだなというふうに思ってしまうのですけれども、この資料の見方の注意をちょっと教えてください。

以上です。

○田村委員長 暫時休憩いたします。11時15分まで。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○田村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

若山委員の質疑の答弁から入ります。

財政課長。

○青山財政課長 御質問がありましたので答弁いたします。

それでは、4点いただいておりますので、順

次お答えしてまいりますけれども、ナンバー3、ナンバー4共通して言えることですが、こちらにある計算式はどういう意味かということになりますけれども、まず、こちらのほうに書かれている繰替運用という言葉がありますけれども、繰替運用とは、町の手持ち資金といたら変ですけれども、別会計である基金、各基金から一般会計が資金譲渡、お金が足りない時期に短期資金として一般会計に用立てするために行われる会計の手法でありますけれども、こちら繰替運用しまして、一般会計に基金から入れた場合の計算式になりますけれども、こちらに書いている0.475は、基金から一般会計にお金に貸し付けするわけですから、こちらは利息として何らかの基準を設ける必要があります。こちらは市中銀行の短期プライムレートというものを随時確認しながら行っております。短期プライムレートは、最近あまり動く気配もないのですけれども、こちらは大体1.475%なのですけれども、こちらから1%引いた0.475で貸付けを行っており、この365というのは年利なものですから1年間365日、その横に日数が、これは運用日数という形で整理して、これは目安の金額となりますけれども、このような形で予算組みが行われているというような中身になっています。

次に、ナンバー5の保険料のことで、保険料というか、質問の趣旨は、今貸し付けしている大沼公園クリニックの進展はということになりますけれども、こちらにつきましては、その関係者と随時お話をさせていただきまして、建物の貸付けについては、令和4年から始まりまして3か年続くものですから、この期間の間において再開を目指しているという御本人のお話になっております。この間は、町の建物である保険料をかけるというような意味合いで、損害に備えているというような内容になります。

次に、ナンバー8ですけれども、こちらは一時借入金利率の関係になります。こちらは、昨日も御質問いただきましたけれども、当初予算書の表紙のところに第4条、一時借入金というのがございます。一時借入金、第4条では、一

時借入金の借入れの最高額という形で、こちらの場合は米印でも書いていますけれども、基金からではなくて、計算上では金融機関から一時借入れをした場合ということで予算書に載っているものですから、予算上の手だてとして計算するわけですが、最高額5億円に対して、1.475%とありますけれども、同じく市中銀行からの短期プライムレート利率が上限という形で、こちらは実際金融機関から借入れをすることとなった場合につきましては、実際、金融機関と協議をして、これ以下でという形で借入れをするわけなのでありますが、これは実際借入れをするわけではないのでありますが、それに対して年利と借入日数を掛けたものがこの金額として明示されているものでございます。

次に、最後の質問の追加資料で、こちらは経常資金というような形になりますけれども、今現在こういう形でお出しできるものにつきましては、令和3年度決算に基づいて、今後10年間の償還額の推移は確認できますので、そちらの資料に令和4年度と令和5年度で、既に議決をいただいた金額を基に、令和5年度はまだ見込みですが、この見込みを基に予算と公債費の状況と町債残高の推移をお示ししているものであります。推計となれば、また過程でいろいろな金額を入れると計算することはできませんが、まだどのような金額でこれを町債のベースとしてというのはいろいろな考え方がございますので、今お出しして説明できるような内容としましては、このような形の資料になります。経常資金と考えてよろしいかと思います。

以上で、説明は終了いたします。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 丁寧な説明ありがとうございました。勉強不足がばれてしまった感じですが、

1点だけ、ナンバー5の建物の関係なのですが、それは3か年契約で更新していることのようなのですが、そうすると、この3年の間に何か進展が期待できるかもしれないというふうに考えていいわけでは

か。そのニュアンスのところをもう少し話せる範囲でお願いできればというふうに思います。

それと、財政状況調査のあれからいくと、隣に載っている町債発行額というのが4億円ぐらいで4、5とあるので、このぐらいは足すと素人的にも我々が見るときにそのぐらいを見ておけば、普通の経常運転資金といたらおかしいのですけれども、経常負債金額だというふうに考えていいのかなど、何もなければですね、そのところをちょっと教えてください。

以上です。

○田村委員長 財政課長。

○青山財政課長 大沼公園クリニックの進展のめどとありますけれども、こちらは随時関係者とお話ししている中では、この期間内かどうか、その地域で再開はしていきたいというだけの話であって、具体的な話ということにつきましては、まだ具体的にはないものですから、町のほうでもどのような形になっているのかというのは、随時確認していかなければならないかと思っております。ただ、御本人は、この地域で再開を目指しているということだけでも御報告させていただきます。

次に、要求資料ですが、令和4年、令和5年の4億5,360万円、4億1,490万円とあります。こちらは昨日の一般会計補正予算において議決をいただきました現計予算額の町債の発行額、これは現実的な数字として議決をいただいた額、次にR5の4億1,490万円は、今現在、当初予算としてお出ししている金額の額で、これを基に公債費、左の決算統計の数字から、この償還額を右の横に公債費のところに加えた結果、町債残高がこのように減るといったような中身のものになります。それ以降のR6以降につきましては、この町債発行額については、この中には記載しておりませんが、状況としてはこのような形で減っていく、経常運転資金みたいなものと考えていただいて構わないかと思います。

以上です。

○田村委員長 ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**田村委員長** なければ、これを質疑を終了いたします。

財政課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

○**田村委員長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、情報防災課の審査を行います。

情報防災課長、御苦労さまです。

早速ですけれども、説明のほうをよろしくお願ひいたします。

情報防災課長。

○**庭田情報防災課長** それでは、資料に沿ってご説明いたします。

ナンバー1は、町有バス管理費です。タイヤを合計8本購入するための費用53万7,000円と福祉有償運送運転者講習受講料2万円を計上したことにより増額しております。その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー2は、公用車一括管理費です。ミニバンタイプの公用車1台の更新時期を迎えておりまして、北海道備荒資金譲渡事業を活用して購入するため、本年度については備品購入費にて9,000円計上させていただいております。その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次のページにお移り願ひます。

ナンバー3は、電算管理費です。委託料で、強靱化機器更新委託料として594万円の費用を計上しております。また、オンラインによる電子申請システムを新規導入するための費用を117万円計上しております。その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次のページにお移り願ひます。

ナンバー4の光ケーブル設置管理費です。工事負担金を統合したことにより減額しておりますが、その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー5の消防施設費についても、従前と

大きな変更はなく、記載のとおりです。

次のページにお移り願ひます。

ナンバー6の災害対策費です。こちらも従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー7の防災行政無線管理費についても、従前と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次のページの最後になりますが、ナンバー8の国民保護対策費につきましても、従前と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

以上、簡単ではございますが、私からの説明となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**田村委員長** これより、質疑を行います。

神崎委員。

○**神崎委員** ナンバー1の18節負担金で、新規で負担金を設けたのかなど。2万円ですが、福祉有償運送運転者の講習受講料増加のためということで、具体的に分かるような事業の内容、また目的等ありましたらお願ひいたします。

○**田村委員長** 情報防災課長。

○**庭田情報防災課長** こちらは、昨年12月の同僚委員の一般質問にもございましたように、あかまつの運転手に、福祉運転者のための福祉の手伝いができるような講習を受けさせたいということで、こちら1人1万円のものなのですけれども、それを2名分計上して、町内の業者にその講習を受けてもらおうというふうに考えております。

以上です。

○**田村委員長** ほかに。

横田委員。

○**横田委員** 共通様式の3番の歳入の一番下のところにあります行政刊行物等の広告掲載収入の150万7,000円のうちの12万3,000円、これはどういうふうな収入の分なのか教えてください。

○**田村委員長** 情報防災課長。

○**庭田情報防災課長** お答えします。

こちらにつきましては、ホームページに広告

を出していただいている業者からの収入が、この内訳の12万3,000円というふうになっております。

以上です。

○田村委員長 横田委員。

○横田委員 これは、1者ですか。

○田村委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 今ちょっと資料が手元にないのですけれども、1者ではなく、二、三者あったかと思うのですけれども、そういう業者から報告をいただいております。申し訳ありません。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 何点かあるのですけれども。

まず、ナンバー1とナンバー2で、同じように燃料費で、走行距離減少のためとかというコメントが入っているのですけれども、これは走らなくなるという大きな理由みたいなのはあるのでしょうか。大した金額ではないので、同じ額は横ばいでもいいのかなというような感じがするのですけれども、走行距離が減ってしまうというのは、どういう理由からなのかなというのがちょっと分からないので教えてください。

それと、ナンバー3のところで、13節使用料及び賃借料のところで、タブレットPC所管換えのためとかとあるのですけれども、これはどのようなことなのか、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

それと、ナンバー4のところで、特定財源のところで支障物件移転補償金ということで300万円上がっているのですけれども、内容がちょっと想像できないので教えていただければなと思います。

同じく、事業目的の支出のほうの一番最後の負担金、補助及び交付金のところで、峠下共同溝工事負担金ゼロ円とかということで減っているのですけれども、これはいいのですね、統合によりというあれなので、内容が何かかなと思ったのですけれども、大丈夫です、すみません。

それと、ナンバー6のところで、特定財源に

自衛官募集事務委託金が災害対策費のところへ上がっているというのは、前からそうなのかもしれないのですけれども、何で自衛官とってしまったのですけれども、理由というか、配分の仕方についてちょっと教えていただきたいのと。

ナンバー7について、防災行政無線管理費のところで、通信料増加のためというコメントが役務費のところ載っているのですけれども、通信料増加の理由というのですか、大した金額ではないのですけれども、その内容についてちょっと教えていただければなと思います。

以上です。

○田村委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 それでは、順次お答えしてまいります。

まず、ナンバー1の走行距離減少のためというコメントについてですけれども、こちら近年、コロナ禍の影響で、町有バスあかまつの使用頻度が少し下がっていたこともありまして、そういった関係で、今年度についても、回復はしてきているのですけれども、そこまで以前のような走行距離はしないだろうという理由で少し減らしております。

続きまして、ナンバー3のタブレットPC所管換えのためというコメントなのですけれども、こちらが教育委員会のほうで所有していた小中学生の子どものタブレットパソコンの管理費を教育委員会のほうから情報管理のほうに持ってきたことによる所管換えということになります。

続きまして、ナンバー4、支障物件移転補償金なのですけれども、町で埋設している光ケーブルがあるのですけれども、こちらが道路の拡幅だとかといった理由で移転をしなければいけないような場合がございまして、その際に、町のほうで負担金を支出して移転費用の一部を賄うのですけれども、その費用について、補償金ということで、例えば北海道ですとかNTTですとかというところから補償金としていただくお金ということになっております。

続きまして、ナンバー6なのですけれども、

歳入の自衛官募集事務委託金がどうしてここに入っているのかといった内容なのですがけれども、こちらは、災害対策費の中で、町のほうで自衛官の協力業務も一部行っておりまして、自衛官募集事務等の援助も行っております。その関係で、自衛官の防衛省から入ってくる委託金をこちらに歳入として入れております。

あとは、ナンバー7の通信料の増加なのですがけれども、こちらは主に町内7か所に設置しているデジタルサイネージというテレビ画面があるのでありますが、そちらを有効に活用して通信を行って様々な情報を表示させているのですが、そちらが去年の見込みよりも多少回数も増えて多くなっておりますので、その分の通信料が増加していることとなっております。

以上です。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 すみません、細かいところであれしたので、走行距離減少というのはコロナのために活動がちょっと少なかったことが反映したということなので、今後コロナが収まれば、同じようにまた広がるということなので、そのときには予算化をひとつお願いします。

1点だけ再確認なのですが、ナンバー6のところ、自衛官募集委託金が載っているのに、これは情報防災課が自衛官募集の事務をやっているとかということではなくて、情報防災課が自衛隊といろいろやることがあるので、それに係る委託金については収入としてここに上げるということなのですか。七飯町全体として募集、パンフレットを置いていたり、ポスター貼ったりとかというものに対するものということでしょうか。情報防災課が特別なことをして、そのお金が入ってくるとかということなのかどうか、そこのところだけお願いします。

○田村委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 この委託金、情報防災課なのですが、うちのほうで防災の協定とかも自衛隊と結んでいることもあって、あとは自衛隊の家族会の事務局を持っていたりですとか、情報防災課のほうで自衛隊とは結構つなが

りがあり、業務もありますので、その関係でこちらの委託金が入っております。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

副委員長。

○平松副委員長 2点を一緒に質問させていただきたいと思います。

ナンバー3、今、同僚委員の質問に対しまして、タブレットPCの件が教育委員会から移ってきたという御説明がありました。それでナンバー7のほうで、無線の維持管理に関することなのですが、双方向のラジオといいますか、通信システムを4,000セット、たしか町のほうで買って、半分くらい今貸出しをしているというのがあります。

3番のほうのタブレットのことで、私、一般質問しました。それは、家にWi-Fiの設備を整えることのできない御家庭があるということに対して、町のほうでは、ごく少ない数だという数値を上げて答弁されていまして、結果的には見れないと言ったのですが、教育委員会に答えてもらわなければ駄目な話なのかもしれませんが、例えば防災無線の通信システムにタブレット端末をつなげて、子どもたちに当たっているタブレット端末を家で、キュービクルのシステムを持ち込むことによってできるのかできないのか、ちょっと分かる範囲で答えを願いたいと思います。

○田村委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 現在、活用している防災行政無線設備なのですが、まずこちらは、外部のインターネットには接続されていない専用回線を利用しております。仮に、これをインターネットに接続したとしても、防災無線の基地局から各家庭にある個別受信機との通信はLPWAという非常に速度の遅い、情報量が少ない、代わりに広く届くという通信で行っておりまして、これをWi-Fiのように使用してホームページ等を見るという通常のインターネットの使用には適さないものとなっておりますので、現在の防災行政無線の仕組み上は難しいと考えております。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 これで、質疑を終わります。

情報防災課長、御苦労さまでした。

引き続き、政策推進課の審査を行います。

政策推進課長、早速ですが説明をお願いします。

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、令和5年度政策推進課の予算を御説明させていただきます。

共通様式を御覧ください。

ナンバー1は、広報費です。印刷単価高騰のため、広報ななえ印刷製本費は増額していますが、ほかは例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次のページに移ります。

ナンバー2は、企画費です。3年に一度開催する政策評価委員会は令和4年度に終了したため、その分の報償費が皆減しております。そのほか、令和5年度から北海道新幹線等に関する事務及び高速道路網の建設促進に関する事務の所管が政策推進課の地域活性係から政策調整係に移行したため、旅費のうち、北海道新幹線建設促進期成会関係分、需用費のうち大中山駅公衆トイレ管理関係分、大中山駅公衆トイレ管理業務委託料、負担金のうち、北海道新幹線と各種高速道路関係期成会分の負担金が、まちづくり政策事業費等から移行して増額となっております。

次のページ、ナンバー3は、まちづくり政策事業費です。先ほど御説明した事務の所管換えの関係で、大中山駅公衆トイレ管理に係る需用費と委託料が減っています。ほかには、役務費で移住・定住関係人口拡大事業のPRのため、地域活性PR広告料を233万7,000円増額しています。委託料は、生活困窮女性等つながりサポート事業委託料及び移住・定住等PR動画作成業務委託料は、業務の終了に伴い皆減しています。

次のページ、ナンバー4は、地域交通事業費です。先ほど御説明した事務の所管換えの関係

で、北海道新幹線建設促進期成会関係の旅費、負担金のうち北海道新幹線と各種高速道路関係期成会分の負担金が減額となっております。そのほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施していた誘客促進ステッカー広告掲載事業の終了に伴い、関係する需用費と役務費が減額となっております。

ナンバー5は、交流推進費です。国際交流員の赴任に係る旅費が皆減しているほかは、例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

次のページです。

ナンバー6は、国際交流公用車管理費です。車検の実施及びリアフェンダーさびの修繕に伴う自動車修繕料の増額がありますが、そのほか例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー7は、セミナーハウス指定管理費です。電気設備等改修工事費用が増額しているほかは、例年と大きな変更はなく、記載のとおりです。

ナンバー8は、統計調査費です。統計調査員、指導員等に支払う費用の支出項目が国の指導により昨年まで計上していた報償費から報酬に支出項目を変更したほかは、記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○田村委員長 それでは、これより質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 それでは、ナンバー3について伺います。一番下のほうに負担金、補助及び交付金ということで事業が幾つか上がっております。そのうちの3点について、なかなか中身が具体的に見えてこないものですから、説明をいただきたいなと思います。

まず、恋人の聖地広域市町村連携共同基盤事業負担金500万円ですか、こういう金額が計上されておりますけれども、これまでにこういう形で予算計上はしてきたというふうには思いますけれども、具体的な事業とか実施内容とか、そういうものについてはどうなのか、ちょっと見えませんので、もう少し分かるよう

に、この内容をお伝えいただきたいと。

それから、お試し移住体験補助金、今年度243万2,000円ということで計上されております。これも移住を促進するという目的でやる中身なのですけれども、これについても、何件ぐらいの利用を今考えておられるのか。またこれまでもやってきた事業でありますので、これまでの成果といいますか、実際に移住に結びついたかどうか、その辺についての説明をひとつお願いしたいなど。

それから、活力あるまちづくり、これも活力あるというのはよろしいのですけれども、実際の事業内容と具体的に目指すものは何なのか、その辺について、もう少し内容について説明をお願いします。

○田村委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、お答えをしてみます。

まず、ナンバー3の恋人の聖地広域市町村連携共同基盤事業負担金500万円、昨年と同様に計上しているものなのですけれども、事業の実施内容というのは、十数市町村で共同で行っている事業です。これの事業の事務局を務めているNPO法人に各市町村が必ず同じ金額を払って、共同でプロモーション活動をしていただくための費用がこの事業になってございます。

うちのほうでいいますと、著名人とかを使って動画だとかを、各市の首長だとかと一緒に動画を作ったものをホームページのほうに掲載して、恋人の聖地の事業をPRしたり、あとは、共同して国に事業の計画を提出したりするための事務局としての経費などが含まれてございます。具体的な事業の内容としましては、そういった感じのものになっております。5年間やる間で毎年必ずかかるものでございまして、当初事業開始時の御説明にもありまして、半分は交付金の対象にはなってございます。

次に、お試し移住の243万2,000円の内容なのですけれども、今年度実施していたものから、実際実施してみて、参加していただいた人だとかからの感想を聞いて、もうちょっと使

いやすくしようということの内容を変えてございます。この内容なのですけれども、今年度は、1世帯当たり1泊最大1万円という宿泊助成を行ったわけですけれども、次年度につきましては、1泊1世帯当たりではなくて1人当たり最大1万円の補助をする予定でございます。

内容といたしましては、宿泊施設への補助金として10組を想定しています。人数としては1組当たり3人、それに助成額最大1万円を、最長7日間は今年と変わりませんので、それで210万円。レンタカー事業者への補助金、レンタカー費用もこちらで持つ、これは今年と同じスキームですが、1回7日間につき2万円です。今やっていますので、10組掛ける2万円ということで20万円。あと、利用者の方が地域体験活動、例えば恋人の聖地でサテライトで登録されていますピークカフェに行ってもらうゴンドラの利用料であるとか、冬期に来ていただいたときにはワカサギ釣りだとかを体験していただいたり、スノーシューハイキングを楽しんでいただいたりするための補助金として13万2,000円を見てございまして、それぞれ合わせまして243万2,000円の事業になってございます。

成果ということなのですけれども、一般質問で若山議員から御質問がありまして、令和4年度につきましては、4組の方に御利用いただいているというふうにお答えいたしました。4組のうち2組4名の方が令和5年度中に七飯町に移住をしていただくことが決まっております。ですので成果としては、当初予定していたより少ない4組しか来ていただけていないのですけれども、うち半分の2世帯の方が七飯町に移住していただくということが決まったというところでございます。

活力のあるまちづくり推進交付金の200万円ですけれども、こちらについては、主に一番多いのが、町内会で草刈りだとかをやったときに、燃料費だとかごみ袋のお金だとか、実費をこちらで負担して環境整備活動をしていただくという活動が一番多いのですけれども、それ以外にもイベントだとかというものの

補助金も入ってございまして、これはそもそも活力のあるまちづくり推進交付金ですから、地域の皆様と町の協働で町を活気づけようという考え方の下につくられた補助金でございますので、御理解いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○田村委員長 上野委員。

○上野委員 移住体験の成果といいますか、上がっているというようなことは非常に評価します。今回の事業によって、対象最大30人くらいが利用する可能性があるというようなことで、こうした事業を続けることによって、移住を決意する世帯が増えるということは非常にいいことだと思うのですが、移住体験でこちらに移住したいなと思ったときに、具体的に移住を促進したり補助したりするような、そういった仕組みといいますか、それは考えておられるのかどうか、それについてもう一つお願いしたいのと。

それから、最後の活力あるまちづくりに関しては、いろいろそういった草刈りとかやったことに対する助成金だということなのですが、実際に事業によって活用された対象の助成金を受けた人数とか、その辺のことをもう少し分かるようにお願いします。

○田村委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、お答えをしてみます。

まず、移住体験のほうですけれども、現在のところ、お試し移住のための宿泊費用を補助する内容で動いてございます。お尋ねなのは、実際に移住してくる際に、例えば住宅を購入したり、リフォームしたりする費用を助成したり、土地を購入したりする費用を助成する予定があるのかなのかという御趣旨だと思うのですが、現在のところ、まだそこまでの補助をするというところまでは至っておりませんで、現在は、まず実際に七飯町を知っていただいて、七飯町に興味を持っていただく。例えばふるさと納税をしていただくのもそうですけれども、まずは知っていただく、尋ねていただく、

関係人口というふうに我々総括して申し上げますけれども、そちらを増やす事業をまず積極的にやっていきたいなというふうに考えてございます。

活力あるまちづくり推進の実績でございますが、令和4年度におきましては、先ほど申し上げました地域の草刈りでありますとか、花壇の整備といった環境整備の関係の補助については、八つの町内会の皆さんから申請をいただいて、それぞれ実施していただいております。あと初期活動ということで、地域食堂の実施などをやっていただいているNPO法人に備品の補助などをさせていただいております。ほかにもございますが、主なところとしては、このような内容となっております。

以上でございます。

○田村委員長 上野委員。

○上野委員 今お答えいただいたのですけれども、お試し移住体験、助成金ですけれども、これはお試し移住ですから、移住を促進する部分はもう少し前面に押し出した施策であるべきだと思うのですが、今お答えになったのは、観光振興的な意味合いで当面考えているということでしたのですけれども、それであれば、観光振興という意味での取組にしてもっと広範な部分で活用するようにすべきだと思うのですが、これはお試し移住ですからね、移住に結びつくような、もっと促進的な内容にすべきではないかと思うのですが、今後どうお考えになるか、ちょっとお願いします。

○田村委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、お答えいたします。

先ほど、ちょっと私の御説明が足りなかった分もあるかと思えます。まず観光振興的に聞こえたのは、私の話し方がちょっと言葉足らずだったのかもしれませんが。最終的には、移住・定住を目的とした事業であることは間違いはございません。

ただ、入り口として関係人口を拡大して、まずは知っていただいて、何度か尋ねていただいて、移住の候補地として認識をしていただい

て、そこから先、いざ移住をするに当たって、今年度やってみて、アンケートにもございましたけれども、やはり尋ねてみて、何泊か生活をしていただいて、地域の方とお話をしたり、町の職員と直接話をしたりして、町のことがよく分かって、それが結局、七飯町を移住先として選んでいただくという動機になったというようなお声もいただいておりますので、当面、今のように移住の体験を提供するような事業をやりながら、その後の展開については、当然同じようなことをずっとやっているばかりではなくて、どんどんどんどん政策としてブラッシュアップしながら移住・定住人口の拡大に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに。

川村委員。

○川村委員 共通様式のナンバー2、ナンバー3、ナンバー4ぐらいなのですけれども、所管換えの部分が結構あるのですけれども、事業が終わって所管換えをしているのかなというものもあるし、国の歳入のほうの交付金の使用用途に合わせた形でこういうふうに所管換えしているのか、ちょっとその辺1点だけ教えてください。

○田村委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 所管換えの理由ということだと思うのですけれども、事務の所管換えとして、主な理由は業務内容の整理、それと人の配置に合わせて業務の量のバランスを取ったといったところでございます。特に国の交付金だとかというのは関係なく、業務の流れ、所管をちょっと整理させていただいて、より専門性の高い、少ない人員の中でやっていくに当たって、それぞれ張りついている人数に合わせた業務量のバランスを取るという意味もあつての所管換えでございます。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 それでは、何点か確認させていただきます。

まず、共通様式ナンバー1のところ、特定財源に広告掲載収入というのが121万円ほど載っているのですけれども、これは増えているのか減っているのか、増やす方法はないのかどうか、そこの感覚をちょっと教えてください。

それと、同じナンバー1で、支出のところの役務費の中で、広報番組放送広告料ということで30万円ほど増えて92万4,000円上がっているのですけれども、この内容について、どんなものなのかということ。

一つ飛びましたけれども、需要費の中で、広報の印刷製本ということで大幅な金額が上がっているのですけれども、これはあれなのか、入札で発注しているものなのか、それとも業務が特定なものなので単独発注するものなのか、そこのところをちょっと教えてください。

それと、次のナンバー3で、特定財源に活力のあるまちづくり推進基金繰入金ということで、996万6,000円のうち200万円とあるのですけれども、これはどの事業に対応するのか。まちづくり何とかというのを足してもそのぐらいにならないような感じがあるのですけれども、どれがそれに該当するものなのかどうかというのがちょっと分からないのと。

あと、役務費のところの地域活性PR広告料というのは、これは何をやるものなのかがちょっと分からないので教えてください。

あと、委託料のところ、生活困窮女性等つながりサポート事業委託料ということで、これも全部皆減ということで、こういう名称の事業はもうやらないということのようなのですけれども、この事業というのは、国からの交付金があるかないか別にしても、継続したほうが良いような事業のような気はするのですけれども、その成果と、所管換えして別なところに移ったのかどうか、そこのところの考え方を教えてください。

それと、何か所かに、東京と神奈川で開催される移住相談会に出展とかあるのですけれども、こういう移住関係で出ていって何かやるというのは、やっぱり東京とか神奈川とか、そういうところだけなのでしょう。これはどうい

う形で行われるというか、もっとほかの場所とかはないのかどうかというのと、一斉に各自治体がそこに行って何かするものなのかどうか、そこのところをちょっと教えてください。

あとは、ナンバー4のところ、昨年実施して今回ゼロになっている誘客促進ステッカー印刷関係というのは、前年やったけれども今年はやらないということなのですけれども、これに対する評価というのですか、少し効果があったのであれば継続したらいいのではないか、それとも効果があまりなかったのをやめたのかどうか、そこのところを教えてください。

それと、ナンバー5のところ、言葉尻捉えるようなあれなのですけれども、負担金のところで、国際交流のつどい受入町負担金ということで、受入れ人数減のため5万円減少となっているのですけれども、受入れ人数減とかというのは、何か理由があるものなのかどうか、そこのところを教えてください。

それだけです。すみません。

○田村委員長 午後1時まで、休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 0時59分 再開

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

若山委員の質疑の答弁から入ります。

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、順にお答えをしてみたいと思います。

まず、広告掲載収入の件であったかと思いますが、特定財源の行政刊行物掲載収入ですが、広報誌の広告収入なのですけれども、前年度の当初予算のときは116万6,000円を見込んでおりました。今年度は121万円ですので、4万4,000円増の見込みと見込んでおります。広報誌における広告枠の増加だとかレイアウトの工夫などによって、今後も額の増加に努めてまいりたいとは思いますが、何分、企業の皆様の広告を載せていただく事業ですので、景気にもある程度影響されるということで

御理解をいただきたいと思います。

次に、順番が変わるかもしれませんが、広報なえの印刷製本費でございますが、複数事業者で指名競争入札を実施いたします。今回の予算の見積りに当たっても、複数の事業者からの見積もりを徴収して積算しているところでございます。

次に、広報番組の内容についてなのですが、この広報番組は、昨年6月に政策予算で上げさせていただきましてFMいるかの「町政だより七飯町」となっております。増額になったのは、昨年は8月から3月までということで8か月分の予算だったのですけれども、今年度は、当初7月からやっておりますので、4か月分増額になっているというのが内容でございます。

次に、活力のあるまちづくり推進基金繰入金の充当事業でございますけれども、ナンバー3については、活力のあるまちづくり推進助成金に200万円充当されてございます。次のページのナンバー4、活力のあるまちづくり推進基金繰入金474万8,000円については、七飯町地域公共交通活性化協議会負担金474万8,000円に充当されてございます。

次に、お試し移住体験の広告料ということで、昨年より233万7,000円増の296万5,000円になっている内容について御説明を申し上げたいと思います。

まず、広告事業のうち移住・定住関係人口創出・拡大広告料ということで、午前中、別の委員からも御質問いただきましたが、関係人口の拡大ということで、今回一番力を入れている、金額的に一番大きいのは、首都圏の映画の劇場で行うCMの上映が243万8,700円と一番金額が多くなってございます。

内容につきましては、映画の本編が始まる前にスクリーンでいろいろ広告だとか、あと著作権の関係のお知らせとか流れると思います。そこで今年度の予算で作らせていただいた事業でプロモートする動画を15秒流します。劇場については、首都圏ということで三大都市圏ですね。東京は新宿、愛知県は名古屋、大阪は梅田

の映画館で2週間の間、上映中の作品を一つ指定して、その作品が流れる前に15秒間うちのプロモーションの動画が流れます。2週間の間、その映画がかかるたびに必ず流れるようになっています。ですので、大きい映画館ですので、1日4回転も5回転もしますので、2週間の間に約210回ぐらい上映されて、その間に8万8,000人ぐらいの方が見られるのかなという想定をしています。

映画については、こちらのほうで指定できますので、うちは、世帯、家族の方向への移住交流のプロモーションをしたいと思っていますので、例えば夏休みのアニメ映画だとか、あとカップル向けの恋愛映画だとかというのを指定して、イメージとしては、これを年に3回、夏休みとか冬休み、また秋だとかのシーズンの上映映画、新作映画に合わせてやりたいと思っています。これが一番大きな費用でございます。

そのほかについては、今年度もやっておりますけれども、「北海道生活」という移住・定住の雑誌、専門の雑誌だとか、「田舎暮らしの本」といった本に定期的にこの事業の広告を出させていただくというところがメインでございます。

これが、この広告料の内容となっております。

次に、つながりサポート事業についてでございますが、2年間やってまいりましたけれども、当初1年目、コロナ禍で生活困窮している女性の方の相談を受ける、併せて生理用品を配るということで、当初令和3年度やったときは、窓口での相談者の方が11名ほど、訪問での相談者の方が13名ほどいらっしゃって、そのうち複数の内容の相談内容があったのですけれども、生活困窮というのが24件ぐらいあったのですね。うち、1人の方が公的支援の生活保護の申請をするというところまで至りました。当初こちらのほうで受けて、こちらとか、委託先の団体で受けて、それを町の地域福祉のほうの窓口につなげるということです。

令和4年度については、同じようなスキーム

でやったのですけれども、窓口の相談者数が2名ということで大分減りまして、訪問での相談者も7名ということで大分減りました。うち、生活困窮という相談についても2件ございました。実際、効果としては令和3年度と同じように地域福祉の窓口につなげて公的支援の対象になった方も1名いらっしゃったのですけれども、相談件数は大分コロナ禍も落ち着いてきたということもあるのか、減ってきたということもあります。

あと、この事業の一環として町内の町立の学校の女子トイレで生理用品を配置してお配りするということもやっていたのですけれども、こちらの事業については、今後も引き続き町のほうの予算でそれぞれの施設が所管するところの需用費とかで生理用品を引き続き購入して配置を続けるというふうになりまして、相談についても大分減ってきて落ち着いてきたということもありまして、委託先の事業者とも相談しまして、今年度で事業はもうやめようということになりました。

ただ、今までやっていたので、チラシだとかで電話番号だとか、あと、何回か繰り返して相談している方もいらっしゃるようでございますので、そういう方については、うちの委託としての事業はやめますけれども、委託先の団体でそういう方からの御相談があった場合には、責任を持ってそれぞれしかるべく行政につなげていただくということでお話もできておりますので、町の委託事業としては、令和4年度で終了するというふうにさせていただいて、令和5年度の当初予算のほうには計上しないということになってございます。

次に、移住相談の話だったと思うのですけれども、東京、神奈川で開催するフェアに参加する予算が計上されていることについてなのですが、これは、七飯町が加盟しております一般社団法人北海道移住交流促進協議会というところが、東京だとか神奈川だとかで年に数回移住フェアを開催します。年に数回で、場所についても東京、大阪、福岡だとか、今回神奈川だったり横浜だとか、会場は何か所かあるので

すけれども、参加人数が多いところを2か所選んで参加しようということで、今回は東京会場と神奈川会場ということで参加の予定となっております。実際、令和4年度に東京フェアに参加した際は、七飯町以外に約70の自治体がフェアに参加していらっしゃいました。

次に、ステッカー事業、車内広告広報の事業の効果で、2年でやめるということについてなのですが、当初、観光振興及び町内の交通事業者への応援というのも含めて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業としてやらせていただきました。

端的に言うと、交付金自体も今年度で終了しましたので、一定程度の区切りをつけて、この事業は今年度でやめるという判断になったのですけれども、パンフレットについては作ってございますので、車内広告費はお支払いできなくなるのですけれども、掲載、設置についてお金のかからないところ、例えば駅でありますとか、レンタカー会社でありますとか、フェリー乗り場でありますとか、空港でありますとか、そういうところについては、引き続き設置させていただくというふうに考えております。

効果というのはなかなか測定しづらいのですけれども、観光の入込客数が、最近コロナの影響も収まってきたというのもあるのでしょうか、徐々に増えているというふうに伺っております。複合的な要因があると思いますけれども、その一助にでもなっていればいいというのが担当課の期待というところで、実際、函館駅だとか空港だとかに、このななえびとになりませんか。パンフレットを置いたことによって、実際「七飯町に移住の相談をしたいのですけれども」という電話が担当課に対して何件か入っているのも事実でございますので、ある程度この事業をやった効果はあったのかなというふうに考えております。

最後になるかと思うのですが、交流のつどい受入人数の減で、予算が減っているということなのですが、この3年間コロナ禍にありましたので、実はこの事業は実施しておりませんでした。事業を実施していたとき、3

年前ですね、その前でも徐々に参加者が減ってきていました。既に国内にいらっしゃって、日本で生活している留学生の方が対象の事業なのですけれども、参加する方自体の数が徐々に減ってきていたというのが事実でございますので、今年度コロナが明けて、一応開催するだろうという予定で予算は組んでおりますけれども、それまでの減少傾向を踏まえて、受入れのコーディネートする団体と相談した上、受入れ費用を減額させていただいたところでございます。

以上でございます。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 詳しくありがとうございます。何点か、また、もう少し追加というか。

まず、ナンバー1のところ、広報番組放送広告料というのが、FMいるかで新しい町長の政策として取り上げてきたということで、記憶にあるのですけれども、これはそのまま継続するということは、それなりの効果というか、先ほどステッカーのもので効果を判断するのはなかなか難しいとあるのですけれども、僕は聞いたことはないのですけれども、どのような感じなのでしょうか。意見というか、評価までいなくても、好評だよとか、聞いているよと言われたとか、その辺のもので、大した大きな金額ではないので、こういうジャブのように少しずつこういうのを七飯町を知ってもらうとか、七飯町の町政を知ってもらうといいのかももしれないのですけれども、何かリアクションというのですか、FMいるかの七飯町がこういうのをやっているよというところに対して、何かそういう反応は届いていないのかどうか、そのところをちょっと教えてください。

やること自体、そんなにいけないとか、反対とか、そういうことではありません。きちっと効果を確認する必要があるのかなというふうに感じました。

それと、東京都、神奈川県で開催される移住相談会とか何とかというのは、これあれなのです、人が町の職員が行くわけですね。旅費とかなんか、そういうのがここにはないような気が

するのですけれども、どこか別のところで上げているということであれなのではないでしょうか。そのところをちょっと教えてください。

先ほど、活力あるまちづくり推進基金繰入が200万円あって、見つけられないとあったのですけれども、ちゃんと同額の200万円あるのが分かりましたので、大変失礼しました。ただ、果たして基金を繰り入れる必要があるのかどうか、そのところの判断について、金額がそんな大きくないので、基金はそのままとして、何か組立てできなかつたのかどうか、そのところをちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それと、地域活性PR広告料ということで、先ほど映画の間に15秒七飯町のPR動画を流すということなのではないでしょうか。これは今回新たにやる事業ということなのですか。それで、どこに依頼するとか何とか。これについては、もう指名というか、コンサルみたいなところが引き受けるというあれなのですか。そういう発想というのはあまりなかったもので、映画と映画の間にいろいろコマーシャルやったり、次回の予告編やったりなんかするところに、こういうのをやるという発想がなかったのですけれども、どのようなところからこういうあれがあったのか。あるいは効果についてどういうふうに考えているのか、もう少し教えていただければと思います。新しい試みなのでというか。

それと、ナンバー4のところ、ステッカーのあれのところ、成果をなかなか計るのは難しいということなのではないでしょうか。結構大きな金額が出ていて、実際これをやる時に本当に効果あるの、どんなステッカー作るのという議論があったのですけれども、果たして意味があったのかどうか。1件、2件の照会があっただけで、果たして効果としてどうなのかなというのがちょっとあれなので、その辺のしっかりした評価をどういうふうにするのか、ちょっと聞かせてください。

それと、すみません、戻って、先ほどのナンバー3のところ、生活困窮女性等つながりサポート事業の事業としてはもうやらないという

ことのようなのですけれども、これはあれなのですか、もうやる必要がない、発展的解消なのか、予算がないからなのか、それとも申込みが少ないからということなのか、そのところをちょっとあれなのではないでしょうか。できれば、人数が少なからうが、何しようが、窓口を用意しておくというか、来なくても来やすいような雰囲気をつくるとか、そういうことでやっていく必要があるのではないかなと思うのです。1件でも2件でも効果があったのであれば、予算を縮小してでも続けるような必要があったのではないかなと思うのですけれども、この業務は相談があれば受け付けていきますとよということなのではないでしょうか。何かそれに対してPRというか、こういう事業があったけれども、それに対しては終わって、次はこの窓口がやりますとか、そういう一回やってもう終わりではなくて、それを継承するとか、そういうようなしっかりした政策をしていかないと、何かもう要らないものだというふうに判断するのか、そのところが分からないので、きちっとその辺のところのお考えを聞きたいのですけれども。

以上、お願いします。

○田村委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、順にお答えをしてみたいと思います。

まず、FMいるかのラジオ放送についてなのですけれども、事業については、事業というか告知内容については、例えばマイナンバーカードを作りませんかということで、町では夜間窓口をやったり休日窓口をやっています。こういうふうにして、ぜひ作ってくださいということで、問合せ先として各担当窓口の電話番号をお知らせするようにしていますので、それぞれの問合せについては、全庁的にどの課にどういう問合せが来ているかというのは、まだ集計したことがないので把握はしてございませんけれども、実際うちが担当している事業でも何件かはお知らせしています。例えばタクシーハイヤー助成事業であるとか、ほかにも事業、うちが直接所管する事業についても、このラジオ番組でお知らせしていますけれども、まだ数はそ

んなに本当に数えるほどなのですけれども、お問い合わせいただいて「ちょっとラジオで」というようなお声があったのは確かでございます。

実際、効果の測定がなかなか難しいなというものもあるのはあるのですけれども、もしできるとすれば、それぞれ各課にこういう問合せが、ラジオを聞いてという問合せがあったら、ちょっと教えてほしいなというように形で効果測定はできるのかなと思っています。

次に、旅費ですね。フェアに参加する旅費なのですけれども、ナンバー3の旅費のところ、一般職旅費52万円というのを書いているのですけれども、これが全てではないのですけれども、このフェアに参加する旅費が全部で52万円ということではなくて、ほかの事業の旅費も入っているのですけれども、ここに含まれています。職員2名が2回、東京と神奈川に行く旅費です。

次に、基金の繰入れの考え方なのですけれども、これについては、基金の財源充当については、それぞれ所管課のほうでこの事業をやるので、この基金を充ててほしいというふうに予算要求しないものですから、特定財源としてどの基金をどの事業に充てるというのは、実は財政係のほうの所管でやるものですから、うちのほうでお答えはしかねる内容ですので、御理解をお願いいたします。

映画のPRの効果なのですけれども、まず事業者についてということなのですけれども、実はなかなか、私も今年度からやる新しい取組で、去年はせっかく動画を作ったので、それをどうやったら効果的に皆さんに見ていただけたらというところで、いろいろ考えていたところに、映画館でCMをやるという広告を扱っている事業者から営業のお電話、訪問があって、何回も何回もお話を聞いているうちに、すごく効果があるのではないかとというふうに考えていました。

映画館に行って、映画を見る直前というのは、さすがに皆さん、スマホを見たりとか本を読んだりしていない。必ず多分皆さん、スク

リーンに注目していらっしゃると思うので、その直前の15秒間というのは、皆さん映画見に行った人は必ず見るだろうし、しかも先ほども申し上げましたけれども、映画のタイトルによってある程度見る客層が限定されるような効果もあると思いますので、より効果的なCM効果が得られるのではないかとということで、ぜひ今年度やらせていただきたいということで予算計上をさせていただきました。

ステッカー事業についてなのですけれども、確かにちょっと効果の測定が難しいというのは先ほども申し上げましたけれども、観光振興という目的も一つ確かでございます。ただ、もう一つ、我々地域公共交通を所管する担当部署としては、観光客が減っているのも確かなのですけれども、地域の公共交通事業者に対して何か手助けをしたいという気持ちがあって事業を実施したというのも確かでございます。ですので、広告効果ばかりが効果ではなくて、何とか公共交通事業者の方にコロナ禍で打撃を受けたところで、所管をする担当として何かしら手助けできないだろうかという一つそういう考えもあってこの事業を実施してございます。

かなり大きな金額が動いてございますので、委員おっしゃられましたとおり、何らかの効果の測定の方法を考えていきたいと思うのですけれども、先ほども申し上げましたとおり、例えば観光の入れ込みだとか集客が増えるというのは、非常に複合的な大きな要因があって動くものですから、端的にこれだけを見てきましたという人を拾い出すというのはちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。

次に、つながりサポート事業についてなのですけれども、これは、窓口を閉じるのではなくて、もともとこういう、女性に限らず生活困窮をした人の御相談を受ける窓口というのは、役場であれば地域福祉係がありますし、同じような窓口業務をさせていただいている社会福祉協議会もでございます。実際この事業を始めるに当たって、社会福祉協議会の方ともお話をしまして、もともとそういう窓口を実際やっているし、困った方がいれば、生理用品なんかも配っ

たりもしているのだということで、新たに委託をして受けるようなこともないような話にもなっております。

ですので、窓口を閉めるのではなくて、この事業をやっている間に一時的により相談がしやすい環境をつくるために窓口を増やしていて、それがコロナの収束が近くなるにつれて相談件数も減ってきたので、それを閉じて、もともとあった窓口に集約するという意味の事業の終了ですので、委員おっしゃるとおり、この事業は、これまで町で委託してやっていたものをやめるので、引き続き御相談のある方はこちらの窓口で御相談をしてくださいという周知は一つ必要なかなと思いますので、ぜひ検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 これで質疑を終わります。

政策推進課長、御苦労さまでした。

続いて、税務課の説明に入ります。

税務課長、御苦労さまです。

早速、税務課の予算について説明願います。

税務課長。

○佐藤税務課長 それでは、税務課所管の予算の説明をさせていただきます。

まず、歳入から御説明いたします。歳入は、予算書で説明させていただきますので、予算書の14ページと15ページをお開きください。

町税全体では、昨年当初と比較しまして6,104万4,000円増額の29億5,594万2,000円となっております。内訳の金額は、現年度分、滞納繰越分を合わせて説明させていただきます。

1款1項1目町民税の個人は、昨年比3,844万8,000円増額の10億4,016万2,000円を計上しております。さらに、2目町民税の法人は、昨年比2,111万8,000円減額の1億6,074万3,000円を計上しております。個人、法人合わせて町民税の合計は12億90万5,000円となります。こちらは、令和4年度の最終調定見込みにより算出してお

ります。

次に、2款1目の固定資産税は、土地、家屋、償却資産と交付金を合わせまして、昨年比3,576万5,000円増額の14億5,511万6,000円を計上しております。こちらも、令和4年度最終調定見込みにより算出しておりますが、主に家屋が増額となっております、令和3年中の新築家屋が増となっていること、また家屋の新築軽減が外れたことによる増額の部分が大きかったことが要因の一つとなっております。また、国有資産等所在市町村交付金は、北海道森林管理局、北海道財務局、北海道からの交付金ですが、大中山の道営住宅分として北海道の固定資産税相当分が昨年比約630万円増額として計上しております。

次に、3項軽自動車税は、1目の種別割、2目の環境性能割を合わせて実績を勘案し、昨年比282万4,000円増額の9,136万1,000円を計上しております。

次に、4項たばこ税は、実績を勘案し、昨年比97万5,000円増額の1億9,656万円を計上しております。

次に、5項入湯税ですが、こちらも実績を勘案し、昨年比415万円増額の1,200万円を計上しております。

歳入の説明は、以上でございます。

次に、歳出に移らせていただきます。

共通様式に基づき説明いたします。

共通様式ナンバー1、事業予算名は税務総務費です。昨年比22万1,000円減額の1,130万2,000円を計上しております。旅費について、会議のオンライン化に伴い減額しており、そのほかは大きな変わりがなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2、賦課事務費です。昨年比799万8,000円減額の925万1,000円を計上しております。大きな減額は委託料で、3年に一度委託しております固定資産鑑定評価業務が令和4年度の委託でしたので、皆減となっております。また、住民税関係等電子化対応システム改修委託料の皆減もありました。そのほかは、おおむね例年どおりの計上となっ

ております。

次に、ナンバー3、徴収事務費です。昨年比284万3,000円の減額の656万7,000円を計上しております。大きな減額は委託料で、国による地方税共通納税システムに対応するためのシステム改修委託料が令和4年度のみので、皆減となっております。そのほかは、おおむね例年どおりでの計上となっております。

以上、簡単ではございますが、税務課所管分の令和5年度予算説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を行います。

若山委員。

○若山委員 2点ほど、簡単な確認をさせていただきたいなと思います。

歳入のところで、町民税、個人が増えているのですけれども、これは何というのですかね、普通に考えると景気があまりよろしくないで減るのかなという漠然として、今後の町の財政がどうなのかなと思うのですけれども、増えている要因というのですか、分析してこういう事情だよとか、あるいは今後ももう少し増えていくよとか、その辺の考え方をもし分析を把握しているのであれば、3,800万円というのは多いのか少ないのかよく分かりませんが、増えていること自体に驚きがあるので説明をいただければなと思います。

それと、共通様式のナンバー1のところ、旅費の減額が上がっている、先ほど説明のあった会議のオンライン化によるとあるのですけれども、こういうふうに会議のオンライン化とか、今回コロナでオンラインでいろいろやるとかというのは増えているような印象があるので、こういうのをどんどん活用していただければいいなと思うのですけれども、会議をそういうふうにオンラインでやるとかというのは、どのような運用の仕方というのか、基本的にオンラインでやるという形なのかどうか、そのというのはどういうふうになっているのですか。

税務課に聞く話ではないかもしれないのです

けれども、庁内として会議のオンラインというのはどういうふうに進めている、できればそれでどんどんやるということ、相手からそれを求められるのかどうかとか、こちらもそうしているのかどうか、その辺のところ、こういうのをどんどん使って経費削減していけばいいのかなというふうに思うのですけれども、移動する時間もなくなりますので、そここのところの考え方というのか、簡単に構いませんのでちょっと教えてください。

○田村委員長 税務課長。

○佐藤税務課長 それでは、2点質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

町民税なのですけれども、令和3年度の町民税の当初予算が低く見積もっていたのもあるのですけれども、令和4年度の最終調定がこのように多くなりましたので、それに合わせて令和5年度の当初予算を上げている形になるのですよね。ただ実際、令和3年度の町民税の実績から見ますと、個人町民税の所得割の部分下がってきているので、これから上がるのか下がるのかというのはちょっと分からないのですけれども、あくまでも令和4年度の最終調定の見込額から算定して令和5年度の町民税を計上させていただきます。

それと、旅費なのですけれども、会議のオンライン化ですね。会議を主催しているところに確認すると、将来的にオンラインもやるし、会場に行って実際会議に参加することも、どちらでも選べますよという形で今後もやっていくことでしたので、一応税務の会議では、札幌で主催する会議もありますので、札幌に行かないで、できるだけオンラインで参加していきたいと考えております。

以上です。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 町民税の関係については、こういう趨勢だということのようなので、しっかり確認しながらやっていただいて、何か変化があればすぐ情報公開していただければなというふうに思いました。

それで、会議のオンライン化なのですけれど

も、これについてはどうなのでしょう。対面式でやる場合と、実際行けば人といろいろ交流があったりするんで、そういうよさもあるとは思うのですけれども、内容的には会議の伝達だとか、こちらからの意思を伝えるとかということからいくと、オンラインでやっても何ら遜色はないというふうに考えていいものなのでしょうか。やっぱり会わないと不安だとか、大学の授業もオンラインでやると会わないと質問がよく分からないとかというのがあったりするのですけれども、その辺で会議をオンラインでやるとかというのは問題がないのかどうか。こういう点で気をつけなければいけないとか、そういうのがあればちょっと教えてください。

○田村委員長 税務課長。

○佐藤税務課長 札幌で毎年開催している会議のほうは、各税に対してのこういうふうに税制改正ありますよだとか、全国的にシステムがこういうふうに国の意向で変わっていくのですよという、主催者からの伝達のもの部分が札幌の開催のものになるので、そこは現地に行かなくても何ら問題はないのですよね。ただ、管内で行っている固定資産税の研修会ですと、やっぱり現地に行って近隣の職員と話をしたりするのが大事なことになるのですけれども、コロナ禍でここ何年かオンラインというか書面開催もありましたし、オンラインもありましたので、そこはコロナ明けたら、ぜひ会場に行ってお互いに情報収集とか情報交換ができますので、管内でやる研修会に関しては、できるだけ現地に行っておきたいというふうに考えております。

以上です。

○田村委員長 ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それでは、これで質疑を終わります。

税務課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時39分 再開

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

再開前に一つお願いがございます。

説明する担当課長におかれましては、簡潔に説明と答弁のほうをお願いいたします。また、委員方におかれましては、質問の趣旨を明確にして質疑に臨んでいただきたいというふうに思いますので、御協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、住民課の審査を行います。

住民課長、御苦労さまでございます。

早速、予算の説明をお願いいたします。

○清野住民課長 それでは、住民課関係分を御説明いたします。

共通様式1番、事業予算名、大沼出張所運営費は、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

続きまして、2番、事業予算名、大中山出張所運営費です。令和5年度は隔年実施によりエアコン室外機分解洗浄手数料及び室内ワックス塗布業務委託料を計上しており、その他の項目については、以前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次の3番、事業予算名、地域防犯等対策費は、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

4番は、事業予算名、交通安全指導対策費で、実績勘案し、高齢者運転免許証自主返納報償費が増加しており、その他項目については、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に5番、事業予算名、交通安全指導車管理費は、リース期間満了により交通指導者借上料が減少しており、その他の科目については、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

続きまして、6番、事業予算名、戸籍住民基本台帳費は、令和4年度国の法務省所管補助事業完了により、委託料及び備品購入が減少しており、その他の項目については、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、7番、事業予算名、国保年金事務費

は、この事業は国からの100%補助事業ですので、実質当町の負担分はなく、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

続きまして、8番、事業予算名、国民健康保険特別会計繰出金は、国保特別会計の繰出金でございまして、内訳は記載のとおりでございます。

9番、事業予算名、高齢者医療助成費は、北海道後期高齢者医療広域連合の資産により負担金及び繰出金が増加しており、内訳は記載のとおりでございます。

続きまして、10番、事業予算名、障がい者医療扶助費は、実績勘案し、扶助費が減少しており、その他の項目につきましては、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

続きまして、11番、事業予算名、児童手当支給費は、対象者数の減少により児童手当が減少しており、その他の項目については、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

続きまして、12番、事業予算名、子ども医療扶助費は、実績を勘案し、扶助費が増加しており、その他の項目については、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

共通様式の最後は、13番、事業予算名、ひとり親家庭等医療扶助費で、実績を勘案し、扶助費が増加しており、その他の項目につきましては、従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

以上で、一般会計共通様式の説明は終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○田村委員長 質疑に移ります。

上野委員。

○上野委員 1点だけちょっとお伺いします。

ナンバー8です。今回、国民健康保険特別会計の繰出金、それから安定繰出金が減、それから保険者の支援分も全て減額というような状況が発生しておりますけれども、これらの減額になった理由について、ちょっと説明していただければと思います。

○田村委員長 住民課長。

○清野住民課長 それでは、国民健康保険の繰

出金について御説明いたします。

まず、保険税の軽減分につきましては、国民健康保険税軽減額の減少によるものとなっております。また、保険者支援分につきましては、国からの支援の減によるものになっております。次に、財政安定化支援繰出金については、実績の勘案による減額となっております。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに。

若山委員。

○若山委員 まず、ナンバー1のところ、ナンバー2を見ると、特定財源のところ、自動販売機設置手数料というのが、小さな金額なのですがあるのですけれども、これは大沼出張所についてはないのですけれども、自販機あったような気がするのですけれども、そういうのはどうなのかなというのを一つと。

あと、ナンバー3のところ、外灯新設改良助成金ということで上がっていて、若干増になっていて、括弧の中に備考として要望等による増となっているのですけれども、これは町内会からつけてくれという要望があると思うのですけれども、この要望については、ほとんど100%対応していると考えていいのですか。それとも、予算の範囲内で、優先順位をつけて何かあれするというような形になるのですか。基本的に春先に要望が来ていて、それを全部対応するというスタンスなのかどうか、そこのところだけちょっと教えてください。

○田村委員長 住民課長。

○清野住民課長 それでは、お答えいたします。

まず、大沼出張所の分の自販機の手数料に関しては、生涯教育課のほうで計上しているところでございますので、御理解願います。

あと、新設に関しては、ある程度年度前に各外灯組合から要望がありますので、聞き取りをしております。新年度に関しては、8団体の外灯組合からの要望がありまして、それは新年度で反映される予定となっておりますので御理解願います。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

副委員長。

○平松副委員長 1点お願いしたいと思いません。

ナンバー4、交通安全対策事業のことなのですが、コロナでイベントだとか、そういうのがかなり減っている中で、ずっと同じ金額が予算化されてきていました。

お聞きしたいのは、報償費、女性交通指導員244万円、これはたしか3人のお金だと思うのですが、時間給に直したら幾らぐらいになりますか。相当高くなると私は計算をしていたのですが、普通の時間給扱いにして、人数を増やすとか、そういう見直しが必要な気がするのですが、この点についてちょっと答弁と。

それから、交通安全指導員、交通安全推進委員会に対する補助金も毎年同じくらい出ていますけれども、これに対する見直しだとかというのが必要なかったのかどうか、これをお願いします。

○田村委員長 住民課長。

○清野住民課長 それでは、共通様式の4番の負担金、補助に関しましては、交通安全推進委員会に例年380万円を計上しておりますが、うち年間の活動費60万円を交通安全指導委員会のほうに補助しているところでございます。

事業の内容としましては、まず活動についてのグッズ配りもしております。なかなかコロナ禍で、置いて実施は難しいところでありましたけれども、本年度に関しましては、湖水まつりや雪まつりがありましたので、そのときにグッズ配りをしております。

また、コロナ禍において、小中学校への交通安全教室も実施しているところでありますけれども、学校によっては、学校の行事の中でDVDの活用をしたいというところもありましたので、DVDを購入しているところでございます。このDVDといいますのが一般的なDVDとは違ひまして、特殊なもので1本当たり6万円かかっております。ですから、コロナ禍に活用するためにDVDの購入をしたりとか運営を

しているところでございます。

あと、交通安全指導委員会に関しましては、この中で主に需用費となっております、旅費であったり研修会のパンフレット、そういったものの予算計上でございます。

あと、指導委員の方の被服も個人によっては結構傷んでいる方もおりますので、その方への被服対応を含めた60万円という形になっているところでございます。

今後は、指導委員会のほうもかなり高齢化しており、今現在で21名の指導員になっておりますけれども、去年あたり要望があった行事に関しては、指導員の活動がなかなか難しいところが現状であります。今後はそれを含めまして、行事といったものと連携を図りながら、見直しもちょっと視野に入れて活動していきたいと思っておりますので御理解願います。

あと、推進委員会のほうから指導員の方に1時間当たり800円を人件費として計上して支出しているところでございます。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○平松副委員長 女性交通指導員のことは、答弁なかったように思いますけれども。

私の記憶が違っていなければ、3人ですから、240万円を3で割ると1人80万円くらいありますね。学校が1年間に開かれる日数というのは大体200日あるかないかです。それで割っていったら、なおかつ朝1時間、午後1時間立っただとすれば、時給2,000円くらいになると思うのですが、こういった見直し、それから前にも言いましたけれども、毎回立っているかどうかというチェックを本当になされていますか。立っているときもあれば、立っていないときもあると。その辺が非常に、何かあってからでは問題があると思っておりますので、毎年同じ予算組むのはいいのですが、ちゃんとした根拠を持って必要なかどうか、やる必要があるのではないかと思うのですが、その辺、同額ということはどう考えているのか、御説明願います。

○田村委員長 住民課長。

○清野住民課長 それでは、女性交通指導員の方に対しての御質問に対してお答えいたします。

まず、女性交通指導員、学校の雨の日、風の日、雪の日、日曜日で学校がやっている日であれば毎日立っていただいております。朝、また下校時も立っていただいているところがございます。この動力というのは経験した方であれば分からないものだと私は思っているところがあります。そして、立てない日に関しましては、学校と連携して学校のほうで学校の先生に立っていただくという対応をしているところがございます。

また、いろいろ考え方はございますけれども、毎日立っていただけるという方が募集してもなかなかいらないというのが現状でございますけれども、その現状の中でこうやって毎日立っていただくというのは、私たちはありがたいと思っているところがございます。

あと、指導員の活動に関しては、毎月いついつ何時から何時まで立ったという月報というのを提出していただいておりますので、御理解願います。

以上です。

○田村委員長 副委員長。

○平松副委員長 前にも似たような御説明だったのですが、それを承知の上で、今回質問するのですけれども、交通指導員のほうは時給800円くらいの計算だと。女性だけを責めるわけではない、確かに大変だというのは承知してはいますけれども、相当、単価に直すと高いという事実はあると思うのですよね。それであれば、それをきちんと確認するということができないと思いますので。前にも同じことを言っているのですけれども、それが別な答弁にも変わっていかないと。何かもう少し世代交代するために新しい考えを持つとか、そういう考えが必要だということで、今質問していますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○田村委員長 住民課長。

○清野住民課長 交通安全の女性交通指導員から出していただいた月報に関しては、一緒に先

生方も立っていただいておりますので、私どもではそれを鑑みて、それが正当だと判断しておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 これで質疑を終了いたします。

住民課長、御苦労さまでした。

引き続き、福祉課の審査を行います。(発言する者あり)

失礼いたしました。国保のほうをよろしくお願ひします。

住民課長。

○清野住民課長 それでは、予算書に沿って説明させていただきます。

それでは、令和5年度国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。国保1ページを御覧願います。

令和5年度の国民健康保険特別会計予算は、第1条で、歳入歳出総額がそれぞれ31億9,710万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと、1億7,250万円の減額となっております。

それでは、14ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、事業名、一般管理費国保事業で、主な増減は、国保標準システム機器更新に係る改修完了や国保連合会に係る負担金の減少と国保総合システム端末更新に係る備品購入の増額となっております。その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

事業名、国保事務職員人件費は、国保事務職員4名の人件費で、記載のとおり計上となっております。

2項1目賦課徴収費は、事業名、賦課事務費が前年度と同額で、記載のとおりでございます。

事業名、徴収事務費は、国保税徴収事務に係る経費で、記載のとおり計上となっております。

16ページになりますが、3項1目運営協議

会費は、国保運営協議会に係る経費で、記載のとおり計上となっております。

4項1目医療費適正化特別対策事業費は、記載のとおり計上となっております。

2目収納率向上特別対策事業費は、事業名、収納率向上特別対策事業費は、会計年度任用職員1名分の人件費で、記載のとおり計上となっております。

事業名、国保公用車管理費は、公用車1台分の管理費として、記載のとおり計上となっております。

続きまして、保険給付費です。18ページをお開き願います。

2款保険給付費1項1目療養給付費は、保険者数の減少と過去の実績を勘案し、記載のとおり計上となっております。

2目療養費は、実績を勘案し、記載のとおり計上となっております。

3目審査支払手数料は、実績を勘案し、記載のとおり計上となっております。

2項1目高額療養費は、実績を勘案し、記載のとおり計上となっております。

2目高額介護合算療養費は、前年度と同額の計上となっております。

3項1目移送費は、前年度と同額の計上となっております。

4項1目出産育児一時金は、国の制度改正により一時金が増加しており、記載のとおり計上となっております。

2目審査支払手数料は、前年度と同額の計上となっております。

5項1目葬祭費は、前年度と同額の計上となっております。

6項1目傷病手当金は、実績を勘案し、記載のとおり計上となっております。

20ページをお開き願います。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分は、北海道の通知により、記載のとおり計上となっております。

2目退職被保険者等医療給付費分は、北海道の通知により、記載のとおり計上となっております。

2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、社会保険診療報酬基金の通知により、記載のとおり計上となっております。

3項1目介護納付金分は、同じく社会保険診療報酬支払基金の通知により、記載のとおり計上となっております。

4款共同事業拠出金1項1目共同事業事務費拠出金は、国保連合会の通知により、記載のとおり計上となっております。

5款財政安定化基金拠出金1項1目財政安定化基金拠出金は、前年度と同額の記載のとおり計上となっております。

6款保健事業費1項1目保健衛生普及費は、22ページをお開きください。健康づくり啓発から生活習慣病等重症化予防事業への見直しにより、役務費等が減少しており、その他は従来と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

2項1目特定健康診査等事業費は、負担金、補助及び交付金の特定健康受診率向上支援等共同事業負担金、国保連一括契約により負担金が増加しており、その他は従前と大きな変更はなく、記載のとおりとなっております。

7款公債費1項1目利子は、実績を勘案し、記載のとおり計上となっております。

8款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金は、前年度と同額で、記載のとおり計上となっております。

2目その他償還金は、24ページをお開きください。過年度精算等により、記載のとおり計上となっております。

2項1目延滞金は、前年度と同額で、記載のとおり計上となっております。

9款基金積立金は、国民健康保険財政調整基金積立金として、記載のとおり計上となっております。

10款予備費は、記載のとおり計上となっております。

以上までが歳出の説明でございます。

次に、歳入でございます。国保8ページを御覧ください。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国

民健康保険税は、税率改正や被保険者減少により減少しており、記載のとおり計上となっております。

2 款国庫支出金 1 項 1 目災害等臨時特別補助金は、前年度と同額の計上となっております。

2 項 2 目出産育児一時金補助金は、国の制度改正に係る一時金増加による補助金として、記載のとおり計上となっております。

3 款道支出金 1 項 1 目保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金として、記載のとおり計上となっております。

2 項 1 目財政安定化基金交付金は、前年度同額の記載のとおり計上となっております。

4 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金は、財政調整基金運用利子として、記載のとおり計上となっております。

5 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金保険税軽減分から国保 1 1 ページ、未就学児均等割保険税繰入金まで、記載のとおり計上となっております。

2 項 1 目国民健康保険財政調整基金繰入金は、記載のとおり計上となっております。

6 款繰越金 1 項 1 目繰越金は、前年度と同額の記載のとおり計上となっております。

7 款諸収入 1 項 1 目一般被保険者延滞金から 3 目過料まで、それぞれ前年度と同額の計上となっております。

2 項 1 目一般被保険者第三者納付金から 3 目雑入まで、それぞれ前年度と同額の計上となっております。

以上で、令和 5 年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○田村委員長 暫時休憩いたします。2 時 1 5 分まで。

午後 2 時 0 5 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

国民健康保険特別会計に対しての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 質疑を終わります。

続いて、後期高齢者医療特別会計の説明をお願いいたします。

住民課長。

○清野住民課長 同じく、予算書において説明させていただきます。

それでは、令和 5 年度後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。後 1 ページを御覧願います。

令和 5 年度の後期高齢者医療特別会計予算は、第 1 条で、歳入歳出総額がそれぞれ 4 億 8, 8 0 0 万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと 1 0 0 万円の増加となっております。

それでは、1 2 ページの歳出から御説明申し上げます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費、事業予算名、一般管理費後期高齢者医療事業は、保険者証等の更新に係る経費を計上しており、従前と大きな変更はございません。記載のとおりでございます。

2 項 1 目賦課徴収費、事業予算名、賦課徴収費後期高齢者医療事業は、保険料納入通知書の交付に係る経費を計上しており、主な減額は使用料及び賃借料の情報防災課計上により 1 1 8 万 8, 0 0 0 円の減額。その他項目については、記載のとおりでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、事業予算名、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合試算により前年度と比較して増額となっております。

3 款諸支出金 1 項 1 目保険料交付金還付金は、前年度と同額の計上となっております。

2 目還付金も、記載のとおりとなっております。

次は、1 4 ページをお開き願います。

4 款予備費は、記載のとおり計上となっております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。 8

ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項 1 目後期高齢者保険料は、予算額 3 億 4,028 万 4,000 円で、前年度と比較しまして 334 万 5,000 円の減となっております。主な増減は、特別徴収保険料が前年度に比べ 229 万 2,000 円の減額、普通徴収保険料が 73 万 4,000 円の減額、滞納分が 38 万 1,000 円の増額となっております。

2 款繰入金 1 項 1 目事務費繰入金は、前年度と比較して増加となっております。

2 目保険基盤安定繰入金は、前年度と比較して増加となっております。

3 款繰越金 1 項 1 目繰越金は、予算額に対して前年と比較して増加となっております。

4 款諸収入 1 項 1 目延滞金及び 2 目過料は、予算額がそれぞれ 1 万円で、前年度と同額の計上となっております。

2 項償還金及び還付金 1 目保険料還付金は、予算額 50 万円で、前年度と同額の計上となっております。

また、2 目還付加算金は、予算額 30 万円で、前年度と比較して増加となっているところがございます。

3 項雑入 1 目雑入は、予算額 1 万円で、前年度と同額の計上となっております。

以上で、令和 5 年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田村委員長 住民課長、御苦労さまでした。

それでは、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 以上で、質疑を終わります。

住民課長、御苦労さまでした。

引き続き、福祉課の予算を説明していただきます。

福祉課長、よろしくお願いたします。

○村山福祉課長 それでは、福祉課所管の予算案について説明させていただきます。

今回は、昨年度と比較し大きく増減のある、または新たな予算を計上したものを中心に説明

させていただきます。

それでは、お手元の様式ナンバー 1 を御覧ください。ナンバー 1、社会福祉総務費（地域福祉）は、本年度 2,041 万 1,000 円、前年度比 1,350 万 6,000 円。主な増の理由は、3 年前に策定する第 5 期地域福祉計画、法定計画、高齢者福祉・介護保険事業計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画等の報償費及び委託料が増となっているものでございます。また、特定財源は記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー 2、地域福祉連携活動費は、例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次のナンバー 3、民生委員児童委員費も、例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次のページでございます。

重層の支援体制整備事業費は、こちらも例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっているものでございます。

ナンバー 5、高齢者支援事業費、こちらも例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、介護保険特別会計繰出金も、例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次のページになります。

ナンバー 7、障がい者福祉費、こちらについても、例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次のナンバー 8、障がい者介護審査会費、こちらも例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー 9、地域生活支援事業費、こちらも例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっているものでございます。

次のページを御覧ください。

ナンバー 10、社会福祉施設指定管理費、こちらも例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次のナンバー 11、災害救助費についても、前年度と同額でございます。

次のナンバー12、健康センター管理費でございますが、こちらは委託料として温泉ポンプ点検整備及び温泉配管清掃業務委託を新たに今年度計上しておりますが、その他については例年と大きな変更はなく、記載のとおりとなっているものでございます。

追加資料のほうも一緒に説明したほうがよろしいでしょうか。

○田村委員長 お願いします。

○村山福祉課長 それでは、本日配付させていただきました追加資料でございます。

A4縦のものでございますが、雑入の温泉源泉ポンプ電気料の積算根拠でございます。こちらについて、雑入ということで、アップル温泉、好日園、デイサービスセンターなかの苑の3か所が温泉を使っているところでございます。そして、令和5年度の雑入の予算計上額については、合計324万円計上しておりますが、こちらについては、好日園となかの苑が全体の7割と3割負担していただいているところでございます。アップル温泉については、ポンプ代の電気料については、一旦支出し、支出したものを同じ月に2か所の施設から請求して、町のほうの歳入になるというものでございます。

積算根拠につきましては、令和4年度中における温泉源泉ポンプの電気料の平均に12か月分を乗じたものを当初予算として計上してございます。前年度比としては、およそ60万円増加しているところでございます。

一般会計については、以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。

一般会計について、質疑を行います。

横田委員。

○横田委員 今の最後の雑入の温泉源泉ポンプの電気料については、これは、前年度の使用料を基にして翌年度のものをつくるというのは、今までずっとそういうふうにして、今後そういうやり方をしていくということでもいいのですかということが1点。

それから、67ページのところにあります地域福祉連携活動費の地域要援護者支え合い事業

委託料995万2,000円とあるのですがけれども、これの実際にやっているのは社協という考え方でいいのかどうかということ。

前に一般質問したときに、細かいところは町内会のほうに出していたということでありましてけれども、今回の令和5年度では、町内会のほうには何ぼで出すのかというのが分かるのでしたら教えていただきたいなと思います。

それから、次の重層的支援体制整備事業の12節委託料の生活支援サポーター養成研修16万8,000円というのは、何名分を組んでいるのか。実際に今これをやっている方がどのくらいいるのかというのを教えていただきたいなということ。

ボランティアポイントの事業委託料で90万円とありますけれども、実際にボランティアポイントで動いている方というのは何人いるのかなということですね。来年度も何人を予定しているのかということも教えていただきたいなというふうに思います。

それから、障がい者福祉の中の18節負担金、補助及び交付金の中の障がい者地域活動支援利用者負担金144万円、これは実際にどういう方が該当して、どういう方に負担をしているのかということと、毎年ある障がい者の地域活動支援センターの運営補助金というのは、例年どおりやっているTomohausのほうに出しているのか、このところをお願いしたいと思います。

以上です。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 まず、源泉ポンプの予算の今後の取り方でございますが、こちらについて、町で温泉ポンプの部分の電気料の支出した分についてを全額二つの施設から頂いているところでございます。また、今後、北海道電力も値上げ等々6月にはあるのかという形で連絡等がありますので、令和6年度の予算等についても、新たな電気料を基に積算し、支出の予算分について同額を雑入で見るという形で予算計上していくという考えでございます。

次に、67ページの地域要援護者支え合い事

業でございます。こちらの事業の流れについては、全体として社会福祉協議会に委託してございます。その中で、社会福祉協議会から各町内会でどのような事業をやるかというものを取りまとめていただき、その部分について町内会のほうに活動費を助成していると。そして、活動の補助とか申請とかというものについてを全て社協のほうに委託してございますが、地域での活動は町内会の活動者が活動しているというところでございます。

次に、一般の69ページの生活支援サポーター養成でございますが、過去に、今までトータルで191名受講しているというところがございます。その中で活動している方についてでございますが、32名の方がサポーターとして活動しているという状況でございます。

次に、ボランティアポイントの90万円の部分でございます。こちらについて、65歳以上の介護保険の1号被保険者分のボランティアポイントの事業となっておりますが、今ボランティアポイントの団体、個人の登録でございますが、個人としては、12月末の数字でございますが、現在53名、団体に所属している方368名が登録されております。それで、今年度は、実績をまだもらっていないので、何人活動しているのかというのはちょっとまだ手元にございませんで、御容赦願います。

次に、73ページの障がい者地域活動支援センター利用者負担金144万円、こちらの内容でございますが、2市1町、函館市と北斗市と七飯町で、先ほど委員の質問にあった、七飯町であれば、つばさ、あとは函館市内とか北斗市内の同じような地域活動支援センターで、七飯町民が北斗市、函館市の地域活動支援センターに通った場合、我々から函館市、北斗市に負担金を払っているというところがございます。逆に、函館市、北斗市の方が七飯町のつばさに来た場合は、2市から利用料を頂いてという形で、2市1町でそれぞれの住民が行ったり来たりしています。その利用負担を頂いているというところがございます。

答弁漏れはないでございましょうか。

以上でございます。

○田村委員長 横田委員。

○横田委員 もう1点、先ほどの健康センターの件なのですけれども、前の年の電気料でもらうということで、それはいいのですけれども、今年の中に、12節委託料の中に温泉ポンプ点検整備委託料が140万8,000円、それから温泉配管洗浄清掃業務委託料というのが165万円とあるのですけれども、これは同じものの中なのだから、本来であれば電気料と同じように分担するのが筋ではないかと思うのですけれども、そのところをどういうふう考えているのかお願いします。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、温泉ポンプの委託料、清掃、あとは、今回温泉ポンプの予備のオーバーホール部分でございますが、七飯町と社会福祉協議会とななえ福祉会の3者で温泉源泉ポンプ電気負担割合に関する協定という形で、平成26年4月1日に協定を結んでいるところでございます。

その中に、源泉ポンプの電気料100%は2法人の社会福祉協議会とななえ福祉会で見てもらって、源泉の供給に関する電気以外の源泉の全ての維持管理に関する経費は七飯町が負担するといった内容の協定を結んでいるところがございますので、そういうメンテナンスに関しては町で見ますよと、それ以外の電気代は2者で見て下さいというところがございますので、現在そういうところではあるのですが、例えば井戸が根本的に潰れそうであるとか、掘り直さなければならないといった場合は、3者で協議して負担を決めるという流れになってございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○田村委員長 横田委員。

○横田委員 それは分かるのですけれども、前はポンプの修理とか交換というのは、一番最初は7年ぐらい持ちましたよとあって、その後は3年とかとあって、今はそのほかにスペアを用意しなくてはいけないとかとなっているのだから

ら、当時と条件が変わってきているのだから、やはりそこは、そういう協定を結びましたよといっても、それは見直してもらわなかったら。

何で好日園とデイサービスのほうにそういう、その負担が全部町に来るといのはちょっとおかしいのではないかなと思うので、そこは見直してもらうようなことを考えていかなければ、やはり町民は納得しないのではないかと思いますけれども、そこはどうなのか。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 委員の御指摘のとおり、平成26年に協定を結んでございまして、月日もたつてございますので、いろいろとまた二法人とそういう話をするのも検討する時期と存じますので、今後そういう形で御理解願います。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに質疑ございませんか。

上野委員。

○上野委員 ナンバー9に関連してちょっとお伺いします。障がい者への支援ということですが、まず委託料で運動支援の事業なのですが、これが30万9,000円の減と。それから手話通訳に関しては2万円の減というような形で、利用が減ってきているという状況なのですが、実態としてどのくらいの利用者がいて、減の理由というか、これについてどういうふうに考えておられるのか、それについてちょっとお伺いしたいなということです。

それから、扶助費に関しては、日常生活用具の給付費ということで、これは増加しまして190万円も増えているというような状況になっておりますが、これはどのような内容の用具が給付されているのか。また、この利用者なんかはどのくらい実際に増えているのかといったところをちょっとお知らせください。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 上野委員、大変申し訳ございませんけれども、最初の御質問はナンバー何とおっしゃい……。 (発言する者あり)

ナンバー9の障がい者福祉の部分の扶助費の部分の内容でございますが、こちら本定例会の

ときにも追加で補正させていただいてございますが、障がい者の方及び障がい児の方にホームヘルプサービスの訪問介護であったりとか、あと就労支援であったり、そういう就労支援の施設に通っていただきとか、そういった在宅サービス系のもの、通所系のものを利用させていただいているというのが主な内容でございます。利用者についても、毎年、特に障がい児の部分については毎年5%から8%利用者が伸びてきているという状況でございます。

それで、人数とか具体的なものでございますけれども、主に一番多いのが就労継続支援Bというものでございますが、今まで大体、月、実人88名程度だったのが、今現在107名程度という形で増えてきているところでございます。あと、先ほど言った居宅介護支援、ホームヘルプサービス部門も、当初19名程度だったのが、今は23名という形で増えてきているものでございます。あとは生活介護の部分についても80名ほどから93名という形で障がい者の利用が増えてきているところでございます。

障がい児についても、児童発達支援ということで就学前の子どもについては、当初53名ほどだったのですが、今は60名近くになってきているというところでございます。あとは、就学後、小学校1年生から高校生までなのですが、放課後デイサービスについても、116名だったのが125名という形でだんだん利用者が増えてきているというところで、扶助費のほうも増えてきているという状況でございます。

以上でございます。

○田村委員長 上野委員。

○上野委員 ここの予算では、利用が減っているというような実態なので、減った理由というようにことと、どのくらいの利用者かというのを、ここに書いているそれぞれの運動支援、手話通訳に関して今回はお伺いしたのですけれども、何かちょっと違うような感じがしましたので、その辺について再度確認したいということです。

それから扶助費、これは日常生活用具の支援ということだったので、どんな生活

用具の支援が行われているのかという質問ですので、それに関連した答弁をお願いします。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 まず、それではナンバー9のほうの手話通訳等、手話通訳とか要約筆記の部分の減額については、実際今こちらについては、令和3年、令和4年度の実績を見ながら予算立てしたものでございます。こちらについては、なかなかコロナ禍の中で手話通訳、あとは外出するための要約筆記等々、件数が減ったものでございますので、令和3年度実績、令和4年度途中までの実績を勘案し、減額となったものでございます。

続きまして、日常生活用具の部分でございしますが、こちらはナンバー10の地域生活支援事業のほうの扶助費ですね。こちらについては、日常生活用具ということでございますので、こちらの内容については、主に、例えばストーマというのですか排せつ管理用具、あと人工肛門とかされている方のストーマであったりとか、寝たきりの方の特殊寝台、こちらが主なものを占めております。

以上でございます。

○田村委員長 上野委員。

○上野委員 ある程度説明されていますけれども、人数的に、実績に基づいて予算化したということですので、移動手段と手話に関しては、もう少しどのぐらいの利用があった予算なのか、これについてちょっと伺います。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 手話通訳及び要約筆記でございしますが、昨年度は2名利用してございます。それで、今まで2名以上いたところでございしますが、昨年度は2名、令和3年度も2名だったというところでございますので、その方の分の運営分の12か月分として上げさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○田村委員長 福祉課長、ナンバー9の委託料の移動支援がありますでしょうか、その減の答弁。

福祉課長。

○村山福祉課長 大変申し訳ございません。

こちら委託料の移動支援でございますが、こちらについても、令和4年度は97万2,000円見てございましたが、このたび60万円ということで減額させていただいてございますが、移動支援は障がい者の方で介助、外にいろいろ出歩くために、買物とかいろいろ多分するためのガイドヘルパー的な感じなのですけれども、こちらの人数というか、出かける回数でございますので、利用される方はほぼ一緒なのですけれども、出かける回数が減ったという形でございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに質疑ございませんか。

若山委員。

○若山委員 また何点か確認させてください。

まず、共通様式のナンバー1のところ、委託料ということで、総合保健福祉計画策定委託料ということで大きく上がっているのですけれども、これについてはあれですか、どこに委託して、どういう流れでこれからつくのかとか、計画をつくるのにこんなに費用かかるのかなとちょっとあれなのですけれども、入札とかで何かあれするのか、それとも庁内のあれでやるのかどうか、そこのところ一つ教えてください。

同じナンバー1のところ、扶助費で福祉灯油事業助成ということであれなのですけれども、毎回聞くとおり、500万円というか1,000人分では対象者が少ないというか、集合的に言ってもっといるのに、予算これしか上げていないというのは、毎回同じように聞くのですけれども、少なめに上げる理由とか何とか、どうしてなのかなというのがちょっと分からないのと。

あと、500万円出せば、5,000円から1万円にアップできるわけですよ。条例を変えなければできないわけなのですけれども。この辺をもう少し扶助費を上げるような検討について、一般質問でもありましたけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいなというふうに思

います。

同じページのナンバー3のところで、民生委員児童委員に関する事業がありますけれども、これは現在あれですか、定員いっぱい満たしているとか、欠員がないということかどういのかどうか。あと、民生委員だとか児童委員になり手不足だとか、その辺の御苦勞というか、この予算についてどうこうするわけではないのですけれども、その辺の状況についてちょっとつかんでいるものがあれば教えていただきたいなというふうに思います。

それと、ナンバー5とナンバー6で扶助費と繰出金のところで、高齢者施設入所措置費が減とかになっていて、全体からするとそんなに大きな比率ではないのですけれども、減っている理由について何かつかんでいるものがあれば教えていただきたいと思うのと。

ナンバー6でいう繰出金のところで、900万円ほど増額になっているのですけれども、介護給付費ほか増ということで、このぐらいの増加というのはあれですか、高齢者の増加その他からいって介護費ではもう折り込み済みというか、想定内というような形なのかどうか、そのところのちょっと感触を教えてください。

あとは、ナンバー7のところで、障がい者福祉費のところで、同じく扶助費で7,838万6,000円ほど増額になっていて、説明として、障がい者・障がい児給付費増となっているのですけれども、これは人数が増えて増えているのか、単価があれなのか、それとも何か特別な別な要因なのか。全体が10億5,400万円からのあれなので、比率としてはあれかもしれないのですけれども、その辺分かっていたら教えてください。

あと、一番最後のナンバー12です。健康センター管理費アップル温泉なのですけれども、一般質問でもされて、委託料でポンプ点検委託及び温泉配管洗浄委託料増ということになって1,887万1,000円、384万1,000円増となっているのですけれども、この委託料の金額というのは、アップル温泉の決算というか収支を締めたときには、これは経費になるもの

なのですか。この委託したもので、洗浄したので価値が上がったということで、資産価値が上がったということで資産計上されるものなのかどうか、そのところをちょっと教えてください。

というのは、このままでいくと健康センター管理費が5,977万2,000円支出しているのに対して、収入が3,098万円しかないわけで、2,879万2,000円が収支、これだけで決算済むわけではないのですけれども、単純にマイナスになるような感じなので、健康センターが予算時からもう既に経費増になっているということに対して、このままでいいのとかどうか。収入を増やすような努力だとか、一過性のものでポンプを点検するのだということかどういのかどうか、そのところをちょっと教えてください。

以上です。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 まずは、ナンバー1でございます。委託料の計画の部分についてでございます。まず、こちらについては、民間の会社のほうに入札により委託をかけたいと思っております。

次に、福祉灯油500万円についてでございますが、こちらについても、本定例会で一般質問などでやり取りさせていただいておりますので、助成額の増額については、今回答弁したとおりという考えでございます。

また、予算額についても、おおよそ今回も、基本、住民税非課税の方で構成される世帯の高齢者、ひとり親、障がい者世帯ということでございますが、こちらについては、あくまでも住民票上で世帯分離している非課税の世帯だけ同じ家に課税者も一緒に同じ屋根の下に住んでいる方とかも一緒にカウントされているので、1,500、1,600世帯のうちの何件かは分母から外れるのだらうなと思っておりますけれども、ここも10年近くこの制度をやっておりますけれども、大体同じ方、固定の方が申請されている、あとは新たに非課税になったりという方もいらっしゃると思いますが、なかなかそう

いった部分でもう少し分母のほうもちょっと精査しなければならないのかなと思っていますけれども、大体いつも1,000人前後でここ数年推移していると。今年度も1,000世帯分程度で決算のほうに落ち着くのではないのかなと考えてございますので、5万円掛ける1,000世帯ということで500万円という形で計上させていただきます。

次に、民生委員の部分でございますが、現在、定員に対して9名不足してございます。今回、民生委員の改選期でございましたが、各町内会等に誰か新たに推薦していただきたいということでお願いしますけれども、町内会の方から町内会の役員も全員そろっていないのに民生委員はなかなか推薦できないという現状を聞かされております。皆さん退職後、また新たに就職したり、いろいろまだ現役で働いている若い高齢者の方が多いというところで、町内会、民生委員にとってなかなか頭の痛い問題であるというところが現状でございます。

続きまして、高齢者支援事業費、ナンバー5の扶助費でございます。七飯町民が養護老人ホームに措置した場合の扶助費でございます。現在、函館の養護老人ホーム1施設と七飯町の好日園の2施設に入所しているところでございます。この好日園とか養護老人ホームの入所者、入所希望者というのは、年々減少しているというところでございます。現在49名ということで、一時期は60名以上いたものが、今は50名を切っているという状況でございますので、290万円ほど減額しているというところでございます。

続きまして、次のナンバー6の介護保険特別会計繰出金でございます。こちらについては、介護特会の介護保険の事業費に対して法定割合、例えば七飯町介護保険の制度でいうと、市町村負担のおおむね12.5%を町で見なさいという形のものでございますので、介護保険の特別会計の給付費等が増えれば、町の持ち出しが増えるということで、一般会計から繰り出す金額が大きくなるという制度でございますので、御理解のほどよろしく願います。

あとは、続きまして、障がい者福祉費のナンバー7でございます。こちらの扶助費でございますが、こちらについても障がい者の方の人数も増えていきますし、利用回数も増えているというところでございますので、御理解のほどよろしく願います。

続きまして、あとは最後のアップル温泉の健康センター管理費でございます。こちらについて、今回新たにポンプのオーバーホール代と配管の洗浄代を追加してございます。委員御指摘のとおり、歳出に対して歳入のバランスが赤字であるという状況でございますので、そういった意味では努力しながらお客さんを増やしなから、利用量を増やしていきたいと考えてございます。

また、こちらのほうのポンプとか点検、オーバーホールしたり、配管洗浄した資産的な価値というのですか、そういうものについて実際資産的な価値は上がると思うのですけれども、アップル温泉は企業会計等は採用していないので、物はある程度はメンテナンスされて今後の経費削減、そういうメンテナンス等も毎年やるわけでもございませんので、そういった部分ではメリットがあるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 ありがとうございます。

まず、再度確認でいきますと、ナンバー1のところの総合保健福祉計画策定ということで、入札を予定しているということなのですが、これはあれなのです、こういう保健関係の専門のコンサルのようところに指名競争なのですか、それとも一般競争入札のような形になるのですか。そのところをちょっと教えてください。

あと、民生委員の9名定員欠けているということに対して、これに対してはあれですか、町としてはどのような、民生委員が2名いるべきところが1名なのか、その地域に誰もいないということなのか、よく分からないのですけれども、民生委員が欠けているところで住民が不便というか、誰に相談すればいいのかとか、そう

いうバックアック、我々の軍川地区でも誰が民生委員でどこに連絡すればいいのだというのが町内会の総会のときにあたりして、その後すぐに広報で写真入りの民生委員児童委員のあれが出てきたので、あっと思っていたのですけれども、そのときの欠員のフォロー、当然推薦してくれということ補充していくというようなことになると思うのですけれども、そうならない場合に、町がどこまでカバーするのか、そのところをちょっと考え方を教えてください。

それと、最後のナンバー12のアップル温泉のところについては、これはあれなのですか、収入を増やす方法とかそういうものは特段お持ちではないということであれですか、そうすると、今回の委託料は三百何十万円ほどは一過性のものだということであれなのかもしれないのですけれども、それを除いても2,000万円近くの収支バランスが取れないということで、相当大きな負担になっていくのかなというような気がするのですけれども、町民の福祉とか利便性のことからいって、そういうものは非常に重要だと思うのですけれども、そのところの今後の対策とか考え方について、今回の予算をちょっと外れるかもしれないのですけれども、お聞かせいただければと思います。

以上です。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、まず計画に対する入札の仕方でございますけれども、指名競争入札にするか一般競争入札にするか、ちょっとまだ具体的な方法を検討してございませんが、いずれにしてもどちらかの方法で入札するという形でございます。

次に、民生委員児童委員費でございますけれども、こちらについて、民生委員が欠けている地域については、福祉課とかいろいろなところに連絡していただきながら、七飯町役場のほうで福祉課等で対応していきたいと考えてございます。

次に、アップル温泉でございます。委員御指摘のとおり、収支のバランス、この委託、新たに除いたところで収支のバランスが悪いという

ところがございますので、今年度もいろいろなイベントをやりながらアップル温泉、例えば今回もポンプを交換した後にお客様感謝デーということで集客するようなイベントをやったりして、好評を得て、1日の売上も結構いいときもありましたので、そういうのを継続しながら収支改善に努めてまいりたいと考えてございますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに。

副委員長。

○平松副委員長 1点だけお願いします。

ナンバー1の需用費で、小型除雪機の点検費用が72万円と20万円増えています。これは、どこがやるのかを教えてください。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 どこがというのは、七飯町が業者に点検委託して実施しているという趣旨で……。 (発言する者あり)

七飯町が町内等のそういう修理できるような業者に修理をお願いして、始業前点検を出して、故障している場合は直してもらったり、さびているところはペンキ塗ってもらったりという形で直させていただいているところがございます。

以上でございます。

○田村委員長 副委員長。

○平松副委員長 社会福祉協議会の人が見てやっているのではなくて、役場の人が見て、自分で手余したら業者に出しているということでしょうか。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 まず、全て業者に最初から点検してもらって、修理が必要なところは修理していただくという流れでございます。

以上でございます。

○田村委員長 ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 それでは、3時15分まで暫時休憩します。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

○田村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

令和5年度の介護保健特別会計の説明から入ります。

福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、引き続き介護保険特別会計については、予算書を用いて説明させていただきます。

それでは、介保1ページを御覧ください。

第1条でございますが、保険事業勘定歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ29億4,184万1,000円と定めるものでございます。こちらについては、前年度比4,203万3,000円、1.5%増となるものでございます。

第3条、介護サービス事業勘定歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ1,225万7,000円と定めるものでございます。こちらについては、前年度比155万1,000円、14.5%増となっているところでございます。

初めに、保険事業勘定の歳出の詳細説明でございますので、介保15ページを御覧ください。

それでは、1款でございますが、1款総務費については、例年と大きな変更はなく、詳細は記載のとおりでございます。

2款保険給付費でございます。こちらについては、前年度比2.5%でございます。前年と大きな差がないというところでございますので、詳細は記載のとおりとさせていただきます。

3款地域支援事業費でございます。こちらについては、介保20ページでございます。こちら介護予防ケアマネジメント費については21.3%減でございます。

次の介護予防事業費でございますが、こちらについては、例年と変わりございません。

次の任意事業費でございますが、こちらについても、前年度と内容は大きく変わってございません。

介保22ページ、こちらの認知症支援事務職員人件費については、令和4年度は計上してございませんで、令和5年度から新たに一般会計

の13職員費から介護保険の事業のほうに予算づけしたものでございます。こちらについては、保健師1名分の人件費を計上したものでございます。

続きまして、4款保健福祉事業費でございます。こちらについても、前年度比1.7%の減でございますので、例年と大きく変わりがなく、詳細は記載のとおりでございます。

次のページでございます。

5款の基金積立金、こちらについては、前年度同額となっているところでございます。

6款公債費、こちらについても、前年度同額でございます。

続きまして、7款の1号被保険者還付金でございますが、次の償還金についても、前年度同額となっております。

8款予備費でございますが、こちらについても予算の調整という形のものでございますので、詳細は記載のとおりとなっております。

歳出は、以上でございます。

続きまして、介保8ページにお戻りください。

こちらについては、歳入でございます。

1款保険料でございます。こちらについても、前年度比で200万円増加になってはいますが、大きな変動はないということで、詳細は記載のとおりとなっているところでございます。

2款については、前年度同額という形でございます。

3款国庫支出金でございます。こちらについては、全体の介護給付費の支出が増えたために全体的に前年度比1,167万7,000円増加しているところでございます。内訳は記載のとおりでございます。

続きまして、4款支払基金交付金でございます。こちらについても、給付費が伸びてございますが、地域支援事業交付金については、歳出のほうが減額となっているため、前年度比0.8%減となっているところでございます。

続きまして、5款道支出金でございます。こちらについても、国庫支出金と同様に給付額が増加したため、款として551万4,000円増

加でございます。

次のページでございます。

6 款財産収入でございます。こちらについては、前年度同額となっているところでございます。

7 款繰入金でございますが、こちらについては、大きく事業費が変わってございませんで、詳細は記載のとおりでございます。

次に、8 款繰入金でございます。こちらについては、前年度同額でございます。

9 款諸収入でございますが、こちらについては、第三者納付金返納金については前年度同額で、雑入については6,000円減となっているところでございます。

介護保険の特別会計の保険事業勘定の説明については、以上でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定でございますので、介保38ページを御覧ください。

こちら介護サービス事業勘定の歳出でございますが、1 款総務費でございます。こちらは前年度同額でございます。

2 款諸支出金については、前年度比0.25%減となっているところでございます。

3 款予備費は、前年度同額でございます。

次に、歳入でございますので、34ページにお戻りください。

1 款サービス収入でございますが、こちらは、介護予防サービス計画収入でございます。こちら0.25%減となっておりますが、前年度と大きく変わりはないため、記載のとおりでございます。

2 款諸収入は、前年度同額でございます。

以上で、特別会計の予算説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○田村委員長 それでは、介護保険特別会計の質疑を行います。

横田委員。

○横田委員 介護保険の大きく言って令和5年度で改めて介護認定を受けて介護認定者になって、実際に新規のサービスを受ける方というのは何名を予定しているのかというのをまず1点

お願いしたいと思います。

それから、ちょっとよく分からないのが、サービス勘定の介護39ページの繰出金で、一般会計繰出金1,313万9,000円というのがある、それから介護の25ページの繰出金で1,681万円というのがありますね。それがこちらのほうの一般会計の繰入金に入っていて、介護保険で一般会計の繰出金で4億何ぼというお金が入っている。そのやり取りがちょっとよく分からないのですよね。介護保険の2本の繰出金を一回戻したり、出したりしているのだけれども、どういう意味があるのかというのがちょっと分からないので、そこををお願いしたいと思います。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、令和5年度でおおよそどのくらい認定者数が増えるかというところでございますよね。まず、令和5年度にかけて認定者数の推計でございますが、令和4年度については1,938名、令和5年度については1,978名というところで40名ほど増えるのかなというような推計をしております。

続きまして、サービス事業勘定、39ページの繰出金の説明でございます。こちらについては、包括支援センターが地域包括支援係ということで直営でやってございますので、包括支援係が介護予防のケアマネジメントの計画をつくった際に、国保連からの収入がこちらに入ってくるというところでございます。こちらについてを包括支援係の予算については、重層的体制整備支援事業、一般会計のほうに人件費等とか事業費等がついてございますので、こちらについてはサービス事業勘定から一般会計へ地域包括支援係がつくった計画の収入分については、繰り出されるという形でございます。

それと、介保25ページの一般会計繰出金1,681万円についてでございますが、こちらについても、今まで3款地域支援事業費の事業の一部が今まで令和2年度までこちらの特別会計のほうに予算をつけて実施していたものを一般会計の重層的体制整備支援事業という形で、こちらの一部が一般会計に移行したというところ

でございますが、あくまでも財源については、もともと介護保険事業会計についていたものを一般会計に動かしただけなので、そちら相当分についての1,681万円を一般会計へ繰り出すという形でございます。

また、一般会計からも特別会計のほうに繰り出してございますが、こちらについては、あくまでも町の法定負担分、国25%とか、道12.5%とか、町12.5%の法定負担分と介護保険事業の総務費でございますけれども、こちらの支出については、介保の歳出の16ページでございますが、こちらの1款総務費関係については、全く国庫補助とか道費補助とか、そういったものを介護保険料で運営するものではないので、あくまでもこちらの分は、町が100%負担しているところの一般会計から特別会計に繰り出している。繰り出すものは繰り出す、繰り入れるものは繰り入れるという形で、そこで相殺しないで、繰り出すもの、繰り入れるものを明確にしているというところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田村委員長 横田委員。

○横田委員 そうすると、サービス勘定の1,681万円分というのは、包括支援センターに関わる部分ですよというふうな話なのですけれども、実際に今、包括支援センター直営でやっているからということも分かるのですけれども、それがサービス勘定で今まであったというのも分かる。でも、今後この数字だけでいくなれば、本当に繰出金が欲しいためにこちらにただ動かしたよというだけのものですよ。はっきり言うと。うんと言えないと思うけれども。そういうようなものだから、これともう一つ重層的なというものが去年、おっとしから動き出したということであるのだから、今後、行ったり来たりというのはやっぱりないようにしていかなければ分かりづらいよねというのがあるのではないかと思いますけれども、そのところを、今はちょうど切替え時期だからこういうふうになりましたよというのであれば話として納得はできるのだけれども、今後もそれを続ける

のかどうかということについて、どう考えているのかというのを教えていただきたいと思いません。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 委員御指摘のとおり、このサービス事業勘定というのは、町直営で包括支援センターを持っているから、こちらのサービス事業勘定というものを、もともと介護保険制度が始まる際の国の示した会計の準則的な例がこういう形でつくられていたというもので、このままずっと続いているというところでございます。

本来であれば、一緒の会計でもいいのではないかと、委員の多分意見なのかなと思ってございますけれども、分かりづらいですよ、二つに分かれると。そういった意味では、双方向も理解しますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

あと、重層的な部分でございますが、やりくり、どこかで分かりづらいという、確かにそうだと思うのです。スタートした段階で事務方のほうも大変だというのはあれだったのですけれども、重層的体制整備支援事業は、国で示された補助の仕方とか繰入れの仕方というものを示されてございますので、そういったものも今後、国のほうだとか、改正になった場合、そのような形に順次分かりやすくしていきたいなどは考えてございますので、よろしく申し上げます。

○田村委員長 横田委員。

○横田委員 そういう方向でいいと思うのですけれども、結局は、地域包括支援センターの役割が変わってきたよ。前は高齢者だけだったけれども、今は障がい者とか生活困窮者だとか、いろいろなことをやらなければ駄目だよということになったから、一般会計のほうで重曹型というふうになっていったのだから、やっぱりそのところをきちんと説明していけば、こんな面倒くさいことでないのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

○田村委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 今、委員の叱咤激励というこ

とで、努力してまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○田村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 なしと認めます。

それでは、介護保険特別会計の説明を終了いたします。

これで、一般と介護保険の説明、福祉課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時35分 再開

○田村委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

環境生活課の審査を行います。

環境生活課長、御苦労さまです。早速、予算の説明をお願いいたします。

環境生活課長。

○福川環境生活課長 それでは、予算審査特別委員会、資料要求、共通様式に基づきまして御説明をさせていただきます。

ナンバー1、環境衛生費は、特段大きな増減等ございませんで、記載のとおり内容となっております。

ナンバー2、環境衛生車管理費は、車検の対象年度となっておりますが、内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー3、有害鳥獣対策費は、こちらも大きな増減等ございませんで、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー4は、有害鳥獣対策車管理費で、こちら車検の対象年度となっております、内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー5、火葬場及び墓地管理費でございます。こちらも大きな増減等ございません。内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー6、自然環境保全事業費は、内容につきましては記載のとおりでございます、大きな変更等はございません。

次に、ナンバー7、生活環境対策事業費は、令和5年度につきましては、空き家実態調査等委託料といたしまして700万円を計上してございます。こちらにつきましては、七飯町空家対策計画の更新に必要な調査でございます。

続きまして、ナンバー8、廃棄物対策費につきましても、例年から大きな変更はございません。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー9、リサイクル推進対策費、こちらにつきましても、大きな変更等ございません。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー10、廃棄物処理費は、対前年度に比べまして4,866万8,000円の増となっております。こちらにつきましては、記載の内容にございますとおり、工事請負費におきまして廃棄物処理施設の改修工事といたしまして480万円を計上、さらに負担金、補助及び交付金で渡島廃棄物処理広域連合負担金の増額4,413万8,000円の増額となっておりますが、こちらは道広域連合における施設の電気料などの運営経費、それから点検整備などの業務委託など、対前年度に比べ約1億6,000万円の増加となっていることが要因でございます。

次に、ナンバー11、廃棄物処理作業車管理費につきましては、対前年度に比べ大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー12、し尿処理費は、負担金、補助及び交付金におきまして、前年度に比べ1,390万7,000円の増となっております。こちらは、南渡島衛生施設組合の対前年度に比べまして予算が電気料や下水道使用料の料金が上がっていることから、おおむね2,300万円程度の増額予算となっていることが要因でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 それでは、何点かお伺いいたします。

まず、ナンバー3の鳥獣被害対策の報償費が増加という形で予算が組まれております。これは前年の実績に基づいて増額措置をしたというふうに思うのですが、これについて、実際に前年どのような被害があって、どのような対策の状況だったのか、これについてちょっと触れていただきたいと思います。

それから、ナンバー6に行きます。河川水質検査委託料が減額措置されております。実際に大沼の水質に係る河川の調査なのですが、これが減額された理由と申しますか、流入河川いろいろありますけれども、それぞれの河川の水質はどういうふうになっているのか。細かい数字は要りませんが、水質の汚染状況が変わらないのか、減ってきているのか、その辺について少し説明していただきたいと思っております。

それから、ナンバー9です。資源ごみの分別回収ですが、予算が減額措置。一方で、特定分別基準適合物の処理委託料が増えております。それぞれの資源ごみの分別とか特定分別基準適合物と申しますか、こういうものを町はどのような取扱いで対策を打ってきているのか、この内容について、今どのような状況でこういう対策を行っているのか、もう少し分かるように説明をしていただきたいと。

それから最後に、ナンバー10のダイオキシン類の排出実態調査委託料が前年同様ですが、いまだにダイオキシンの問題があるということなのですが、実態としてどのような状況なのか、ちょっと分からないものですか、説明していただきたい。

以上です。

○田村委員長 環境生活課長。

○福川環境生活課長 御質問のナンバー3の有害鳥獣の対策費でございます。こちらは、まだ今年度の全体的な状況の取りまとめが終わってございませんので、数字につきましてはちょっと御答弁申し上げることはできませんが、少なくとも有害鳥獣とされるエゾシカとかヒグマ等

につきましては、増加傾向が見られているのは御存じのことかと存じます。

令和4年につきましても、熊の出没が民家に近いところで起きたりといったこともございました。そういった中で、今回あまり増減額には影響は出ていないようではありますが、例えばエゾシカの捕獲頭数は、今まで100頭だった予定を新年度につきましては130頭を予定していくということで、報償費等上がっているところでございます。こういった対策をきちっと進めていって、有害鳥獣の対策を行ってまいりたいという趣旨でございます。

それから、ナンバー6の河川水質検査委託料は減になってございますが、これは参考見積りによる結果でございますので、やる業務が減ったとかということではございません。また、調査の結果、こういった河川の水質検査の結果は、残念ながら非常に悪い状態がちょっと続いてしまっているという認識でございます。引き続き、水質の対策につきましては、今まで同様に取り組んでいきたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それと、ナンバー9、リサイクル推進の関係でございますが、まず報償費のほうの減は、前年度、前々年度の実数に基づきまして計上させていただいております。町内会等、学校もやっていますが、集団回収等の実績量が減少傾向にあるということで、このような形になりました。

そして、もう一つ委託料のほうの特定分別基準適合物処理委託料につきましては、集団回収とはではなく、全体としてそういった資源ごみを回収していただく仕組みがございまして、そちらのほうにお願いをする経費となっております。

この特定分別基準適合物処理委託料といった形で歳出も出ますが、歳入のほうにも特別分別基準適合物有価入札拠出金収入というものを計上してございます。これは何かと申しますと、資源ごみが再商品化されてリサイクルされている。端的に言うと、そういった事例が多くなれば、各市町村に収入として返ってくるというよ

うな仕組みでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

そして、ナンバー10、ダイオキシン類排出実態調査委託料ですけれども、これはダイオキシンが出ているということではなくて、当町のクリーンセンターは対象施設でございますので、ダイオキシンを排出していないという法定の調査でございますので、そのための経費でございます。ダイオキシンが出ているということではなくて、法定で定められている検査だということで御理解願ひます。

以上です。

○田村委員長 上野委員。

○上野委員 それでは、再質問させていただきます。

まず、ナンバー3についてなのですけれども、昨年の被害の実態と申しますか、発生したという鹿とか熊とかということではあると思うのですけれども、実際に農家に対しての被害とかというものについては数字で押さえたものがあるのかどうか、それについて再度質問させていただきます。

それから、この対策に動いたハンターと申しますか、どのくらい稼働して、実際に先ほど捕獲数というのをある程度言ったかもしれませんが、鹿とか熊とかに対するハンターの活動成果と申しますか、がどのような状態であったのか、それについてもう少し答弁していただきたいと思ひます。

それから、河川の水質に関しては改善されていないというようなことなのですけれども、河川の水質調査の対象は何河川対象になっているのか。例えば宿野辺まで含めた対策と申しますか、調査を行っているのか。要するに、大沼に流入する河川全てについて調査を行っているのかどうか。それについて再質問させていただきます。

それから、資源ごみの件なのですけれども、なかなか分かりませんが、町内会が集団として分別収集している活動が少し弱まっているのかなというようないふひでした。その問題はそれとして、特別分別基準適合物というようないふひ

ことで、非常に分かりづらい表現なので、これについてもう少し、どういうものを特別分別物というようなことになっているのか、中身がもうちょっと分かるように説明をしていただきたいなど。

それから、回収の仕組みは業者がということだと思ひますけれども、それについても、状況をちょっと分かるように説明していただきたい。

以上です。

○田村委員長 環境生活課長。

○福川環境生活課長 まず、ナンバー3の有害鳥獣対策の関係ですけれども、被害額ということでは把握が非常に困難です。有害鳥獣によるものなのかどうかという部分も当然出てきますので、その額の把握というよりは、被害があった痕跡を基に、次の被害が出ないように対策を取っていくということでございます。

それと、ハンターの稼働状況等なのですが、今回の予算では、ある程度有害鳥獣の数、件数というのでしょうか、そういったものをある程度今までの実績に基づいて確認をした上で予算計上しております。

例えばハンターの報酬につきましては、例えばヒグマであれば、これは人、そういった時間とかで計算することになってございますが1年間通しまして518時間を想定している。さらに鹿につきましても35時間を想定していますよと。それからキツネ、鳥類につきましても同様に、こういった必要な時間を基に積算しているところでございます。そのほかにも、報償費のほうに上がってくる部分につきましては、例えばヒグマに対しては5頭に対応するというような計算をしております。そのほか鹿については130頭というようないふひで、それぞれの単価が定められてございますので、それに基づいて計上しているということで御理解をいただきたいと思ひます。

なお、ハンターにつきましては、現在、若干いろいろ移動ありますが、25人程度お願いをしているところでございます。この方々が、それぞれ通報があったりしたときに迅速に対応い

ただいているということで御理解をいただきたいと思ひます。

それと、河川の水質検査の対象河川なのですが、実は何種類かござひます。まず、軍川、苧澗川、宿野辺川、これは、いわゆる大沼に流入する河川について調査を行っているものです。そして、そのほかに久根別川を中心として4か所測定しておりまして、これにつきましては、2市1町で合同でそれぞれ区域内の河川の水質を検査するものであります。そして大沼につきましては、対象場所については合計で8か所を想定してござひます。そして、一般の河川の水質検査として、町内の7か所を水質検査の対象箇所にしてござひます。

そして今度は、リサイクル対策費の適合物というこの表現が、非常に分かりづらいということで大変申しわけないのでありますが、これは、いわゆる全国的な団体がありまして、こちらが定めたルールの基準に合わせた資源ごみといったものを処理していただきますよという仕組みになっています。これは全国的な団体ですので、ここのルールが、いわゆる適合物ということで、例えば色が違うびんが混じっていたり、スチールだ、缶だとか、そういったものでないものが混じっていると、そういう適合しないものは出さないでくださいと、引き受けませんというようなルールになっていますので、そのルールに適合したものを処理していただくというニュアンスであります。

そして、報償費のほうは、活用が弱まったとかといったことではなからうかと思ひます。そもそも資源ごみに出すようなものが減っている可能性もありますし、それぞれコロナもありましたので、詳しい内容につきましてはちょっと分かりかねますが、一応前年度、前々年度の状況を見まして、予算を計上させていただいているということで御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○田村委員長 ほかに。

畑中委員。

○畑中委員 2点ほどお尋ねします。

まず、鳥獣対策のことなのでありますが、今回は、報償費については302万3,000円、73万5,000円の増というふうになっていますが、現在、担当課では、鹿あるいは熊が主だと思ひますのでありますが、例えば鹿等についても、私は田舎に住んでいる関係で、非常に農家から被害というのを訴えられるのですね。行政は何をやっているのだと。実はそれなりに予算を組んで一生懸命やっているのですよとは言ひものの、例えば担当課等では、熊あるいは鹿等の、マスコミなんかの報道によれば、何か増えているような、非常にそういう情報を我々は受けるのですけれども、担当課としてはこの事業でどのように考えているか、まず1点。

それからもう一つは、こういう対策というのは、1町だけでその区域だけ守るのではなく、恐らくは、例えば振興局あたりが中心になって各町村とのこういった対策の連携というのかな、必ずやっているものかどうか、ほかの町村と。例えば振興局が中心になって対策を取られているものかどうか。

なぜそういうことを聞くかということ、ある程度この予算で効果が出ているか出ていないかが一番私は危惧するものですから、例えばこの予算ではまだまだ足りないのです、あるいはまたハンターの数が足りないというのかどうか、その辺について、分かる範囲でお答えいただきたい、そのように思ひます。

それから、もう1点は、ナンバー7の空き家実態調査等委託料、今回は700万円という大きな額が計画されています。空き家実態調査の委託というのは、どこに出されるものなのか。まずそれが一つですね。

そしてまた、調査に当たっては、なかなか町単独での調査は難しいものなのかどうか。これだけの予算をかけるものですから、どうなのか。そしてまた、調査した後、700万円を使用して何をこれからしようとしているか、具体的にどうしようとしているのか、それを伺いたい。

それからもう一つは、特定空家解体事業補助金50万円、これは前年度と同額というふう

なっていますけれども、もう一つは、その下に旧耐震基準空家解体事業補助金90万円となっています。これは同じ解体なのですけれども、どのような基準で区分されて、こうなるのか。

それから一つは、50万円、あるいは90万円というのは、何戸を予定されてこの予算なのか。この辺についてお答えをお願いします。

○田村委員長 環境生活課長。

○福川環境生活課長 まず、鳥獣対策の考え方です。当然、被害が出ないのが一番かと思えます。それから、今、委員おっしゃったとおり、増えている傾向にあると考えています。

ちょっと数字的に直近のものがないので申し訳ないのですが、鳥獣対策につきましては、私たちのいる場所、そしてさらに鳥獣たちのいるエリアというのでしょうか、そして考え方はあれなのですけれども、その間に緩衝地域を設けていく。これによって、お互いにそれぞれの生活を守るというのでしょうか、そういった考え方がございます。ハンターも出れば、必ず仕留められるというわけではありません。仕留めるのが目的ではなくて、被害についてどう対策するかということなので、必ず鉄砲で撃つとかということではなくて、来ないようにさせるということもやっているところです。

委員御指摘のとおり、七飯町1町だけが取り組んだところでどうにもならないのですね。ヒグマにつきましては、よく八雲とか、あちら側までが行動範囲だと言われるのですけれども、ほかの市町村にもまたがっています。同じように有害鳥獣に苦勞しているところは、ほかにもございます。北海道におきましても、そういった状況の聞き取り、実はヒグマについて、令和4年度にやっています。それで、その委員の中に当町から1名行って、意見を述べさせてもらっているところでもあります。そういったことも踏まえて、北海道や市町村と同じように、有害鳥獣対策にどのような手法が適切なのか、それからどうやっていけば被害をなくできるのかということで取り組んでまいりたいと思っております。

それで、すみません、先ほどの同僚委員の方

に手元に資料がないということで御答弁しなかったのですけれども、令和3年度の鳥獣対策の活動状況の資料がありましたので、簡単ですが御報告をさせていただきます。

まず、ヒグマ対策に捕獲用の箱おりを設置というのがありまして、これについては2件、これは令和3年度の実績です。そして、エゾシカの捕獲処理につきましては100頭、それからキツネについては26匹、鳥類、カラスとかについては655羽というような数字です。これは一部なのですけれども、こういった数字が上がっております。

それと、空き家の委託の関係なのですけれども、契約手法につきましては、今のところ入札を予定しています。こういった業務を行える業者に対しまして御案内をして、委託をしてみたいと思っております。

それで、この空き家対策の計画の策定は、実は今お話にありました特定空家等解体事業補助金は、国からの補助メニューの財源を充てていますので、その事業に採択していただくためにも必要な計画となっておりまして、どちらかというと、専門的な内容が多いものですから、こういう形で委託に出すということです。

そして、実際どんな業務をやるのかということになりますと、以前ちょっと御答弁させていただいたのですけれども、まず現状の把握ですね。町内に空き家が何件あって、それで危険性のあるいわゆる特定空家の候補といったものが何件あるのか、そういった調査を行います。そして、さらに実際の所有者の方々がどのようなお困りのことがあるのかとか、どういった支援を望まれているのか。そして結果として、その他成功事例とかといったものも踏まえながら、多角的に調査分析していただく。アンケート調査とかといったものも行って、その上で更新するというところでございます。いわゆる空き家につきましても財産ですし、所有者の権限もございまして、そういったところを踏まえて、実効性のある計画にしてみたいということでございます。

それから、空き家の除却費の補助金につつま

しては、概要といたしましては、おおむね1年以上居住の実績がない空き家、そして、七飯町もその空き家が特定空家かどうか、そういった危険性のあるものかどうか、実地で確認を行います。そして、こちらについては七飯町全域を対象としてございますので、これについては先ほどの国の補助制度があるよということで、財源として充てています。

そして、もう1件、今度は七飯町の旧耐震空き家の解体の補助金については、これは昭和56年5月31日以前の確認申請が行われた旧耐震構造の木造住宅を対象にします。さらに、こちらにつきましては、市街化区域内であることが条件でございます。この二つの制度を重ね合う区域のところにつきましては、どちらかが適用になったり、そういった形で広く対象にすることが可能だと考えていますので、こちらの利用が進むことを担当としては希望しているというところ です。

最初の特定期間空家の解体補助金の上限50万円については、今回の予算は1件分。そして、旧耐震基準の部分につきましては、上限額30万円で3件分を計上しているところでございます。

以上でございます。

○田村委員長 畑中委員。

○畑中委員 それでは、再質問いたします。

鳥獣対策の件についてでございますけれども、先ほど課長の答弁では、増えているのだと、実際。そうしますと、例えばハンター等をさらに増やして被害を少なくしていただきたいという思いはあるのですけれども、ハンター等について、今の七飯町の場合、十分な人数が確保されているのかどうか。

もう一つは、三百何万円の予算というのは、それぞれ自治体が違うと予算等についても若干差があると思うのですけれども、どうなのですか。このぐらいの予算で他町に比べて少ないものが多いものか。

それからもう一つは、特定空家についてなのですけれども、実は、計画を策定するには国の補助をもって当たると。そのためには、やはり

町職員の調査では無理なのでしょうか。その辺聞きたかったのですけれども。業者に入札等をお願いするというような答弁されたのですけれども、その辺を聞きたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○田村委員長 環境生活課長。

○福川環境生活課長 まず、すみません、答弁漏れでございました。ハンターの件です。

ハンターについては、基本的に通報があったものには全て対応できております。対応できているというか、それに対応している形になっていきます。ただ、ハンターの方々も非常に意味危険と隣り合わせの中で業務を行っていますので、そういった意味で考えてみると、やっぱり少ないよりは人員が多いほうがいろいろとやりやすいであろうと考えています。

町としても、ハンターの方々がかんたん高齢化というのがありますので、新規のなり手という部分も求めているところ です。それで、実は令和4年度につきましては、現状いろいろ動いているのであれなのですけれども、延べで3名程度新規でという声がありました。結果はこれからになりますけれども、そういった方々にもお声がけして、人員の確保をしてまいりたいというふうに思っております。

それに、鳥獣の対策につきましては、各市町村によってハンターの方々の協力を仰ぐとか、うちのように報償費を払っているとか、その金額とか、どういったケースに出すのかというのが実は非常にばらばらです。なので、七飯町の場合は、特にハンターの方々の意見を重視してございます。

お話を伺うと、例えばハンターの方が用意する銃弾については、使用期限があるものですから、用意をした方がいいが廃棄しなければならない。弾数も厳密に管理されていますので、そういったこともありまして、今まで購入はしたけれども使わない、町からの依頼もなかったといったときには、それはそのまま廃棄なのです。その費用だけかかるということがありますので、今回若干の制度改正を行っております。そういったものも手当てできるように、ハン

ターの活動を支援できるように制度改正も行っております。こういったことで、ハンターの方々の意見をどんどん伺って、改善できるものは改善して行って、行く行くは鳥獣対策の拡充というのでしょうか、につなげてまいりたいと考えております。

それと、空き家の部分なのですが、委託の内容がどうしてもアンケート調査やそういった項目によって政策が導き出される部分があります。それから、建物に関しても全ての建物に専門的な知識をもって当たっていかなければならないものですから、人間的な部分で残念ながら町で直接やるというのはほぼ無理であろうと判断して、こういう形で業務委託をしていきたいということでございます。

それで、業務委託の700万円のうち六百何万の事業費については、実は国の補助がございますので、これが大体307万5,000円程度見込まれるので、これも充ててしっかりと計画をしていきたい。

あと、補足ですが、先ほど町の解体事業の補助金のほうは、こちらは町の担当技士と一緒に行って建物のチェックをしてくるというような作業で対応していますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○田村委員長 ほかにございませんか。

若山委員。

○若山委員 同僚委員の質問と重なるところもあるかもしれませんが、ちょっと再度確認させていただきます。

まず、ナンバー5のところの火葬場及び墓地管理費のところの説明文の一番最後のところに、償還金、利子及び割引料ということで載っていて、増減が載っているのですが、今まで載っていたのかなと思ってちょっとあれなのですけれども、未使用墓地返還還付金という意味がよく分からないのですけれども、これはあれですか、墓じまいしてもう返すというような内容なのでしょうか。そのところをちょっとすみません、分からないものですから教えてください。

それと、ナンバー7のところ、同僚委員の今質問がありました空き家実態調査等委託料についてなのですが、700万円のうち、ここに書いている社会資本整備総合交付金として332万5,000円が国からの金でやりますよということのようなのですけれども、今現在、空き家バンクというのですか、町としてデータベースとして持っていて、どこのものとか、何件とかの報告ありましたので、国からの特定空家として補助を受けるのは、第三者から認定を受けなければ駄目なのか、それとも町の職員がそれなりの説明ができれば補助が受けられるのか、そのところをちょっと確認したいなと思うのですけれども。

空き家実態調査は、今あるデータベースの中で何をどう調べるのかなというのか、その辺のところはアンケートとか何とかというような話なのですけれども、何をどうするのがちょっと分からないのですけれども、そのところをもう少し教えてください。

それと、同じ7番のところの合併処理浄化槽設置補助金ということで、補助件数増のためということになっているのですけれども、これはあれですか、もう既に補助の依頼とか来ていて、これだけお願いしますよということで数字をつかんだ上でこの数字におあれなのか、見込みなのか、そのところだけちょっと教えてください。

取りあえず、その三つお願いします。

○田村委員長 環境生活課長。

○福川環境生活課長 まず、墓地の返還金です。墓じまいというのでしょうか、そういった部分で、墓地を使わなくなった、返還するよというのを受け入れる制度です。それで、墓地の使用許可からの年数に応じまして、還付割合が最大12万6,000円、そして少ない場合は2万5,000円というような範囲の中で返還していくというものでございます。

特定空家のほうの業務委託なのですが、町内全域を対象にしますのですから、広範囲の建物を外観から確認をして、その空き家の件数、それからこれはもう危険な部類に入るであろうというよ

うなところまで見ていただいて現状の把握をしていただく。これがまず大きな1点ですね。

そして、もう1点は、先ほどお話ししたとおり、アンケートとかといったもので、空き家対策として空き家を解消するためにニーズのある部分を掘り起こしていく。どのような困っていることがあるかといったことについて、所有者に対してアンケートを調査を行って、それを分析して、計画に反映させていくというような考え方で行うものであります。

それと、ちょっと私の説明が足りなかったかもしれないのですが、国の補助があるというのは、町がやる事業に対して国の補助を利用しているということですので、個人の方が国の制度を使うとかということではなくて、当町の特定空家の解体事業については、国の財源を充てていますというような理由でございます。今回は、50万円1件予算計上していますので、これの2分の1の額、25万円を歳入で考えているということでございます。そして、町の補助事業については、町の職員が行って、状況確認して対応するというところで御理解をいただきたいと思います。

それと、浄化槽の補助金については、実は実績を鑑みてやったものでありまして、もう既に申込みがあるかということではないので御理解をいただきたいと思います。これについては、年度間でも非常にばらつきがあるのですが、例えば、今手元にある令和3年度なのですが、令和3年度については21件、1,162万円を補助金として支出しているケース、それ以前については650万円だったとか、非常に件数にばらつきがありますので、取りあえず、直近、昨今の状況を鑑みて、少し例年よりは多い件数で計上したということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

特定空家の認定は、町のほうで補助金を利用する制度と同じように確認をして認定していくということになります。

以上です。

○田村委員長 若山委員。

○若山委員 少し分かってきましたけれども、空き家の実態調査の関係で、あれなのですけれども、町としては空き家の実態を把握しているのかなと思っていたのですけれども、それとは別に委託した会社が調べるということになるのですか。そののと、特定空家として解体するときに費用の補助について、それは町が特定空家だということで認定して手続をすれば補助が出ると。今の計画とはまた別なものだよということで考えていいのかどうか。

それと、合併処理浄化槽については、予算はこれだけだけれども、条例で規定があるので、申請があれば補助しなければいけないという形になると思いますので、もしあれば多くてもやっていくよと、そういうことでよろしいわけですね。

○田村委員長 環境生活課長。

○福川環境生活課長 特定空家の部分は、今、委員おっしゃったとおり、業務委託の部分と実際のところは切り離して認識していただければと思います。

それで、今回は、空き家対策の計画の更新という形になりますので、以前の調査を実施したデータがございます。それをイメージとしては更新していく。そして現場で新しい古いものがあるかどうかを確認していくという作業になるかと思います。そして、この業務委託においては、特定空家の件数ではなくて、非常にややこしいのですけれども、特定空家になり得る候補を把握していくということになります。ですので、特定空家に認定する作業とはまた別個なので、特定空家の場合は内部構造も確認しなければなりませんので、そういった意味で別々のものということで御理解をいただきたいと思います。

そして浄化槽のほうは、おっしゃるとおりでございます。申請があつて、ただ年度の処理がありますので、年度内に完了するものについては、できる限り補正予算等で対応していきたいという考えでございます。

以上です。

○田村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 質疑を終わります。
環境生活課長、御苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

午後 4時23分 休憩

午後 4時24分 再開

○田村委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

お諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、延会したいと思いましたが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田村委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時24分 延会

